

広島県分権改革推進審議会小委員会報告

資 料

1	広島県分権改革の流れ	1 P
2	分権改革推進プログラム策定スケジュール	2 P
3	分権改革推進に関する主要課題	3 P
	分野別の論点・地域事務所のあり方	
4	小委員会（第1回～第5回）議事録	
	第1回	29 P
	第2回	43 P
	第3回	58 P
	第4回	80 P
	第5回	99 P

広島県 の 分 権 改 革 の 流 れ

我が国の現状

社会環境の変化

- 「中央集権」から「地方分権」へ
- 「増大(右肩上がり)」から「縮小(右肩下がり)」へ
- ・人口の減少、少子・高齢化社会の急速な進展
- ・低経済成長時代の到来

価値観、住民ニーズの変化

- ・「量的拡大」から「質的充実」へ
- ・「画一・平等」から「個性・多様性」の尊重へ

広島県の現状

目前に迫った市町村合併

- ・市町村数は1/3に減少、大半が「市」に移行

県・市町村を通じ財政はバンク状態

- ・未曾有の危機的財政状況、さらに三位一体改革による影響も懸念

求められる効率的で“小さな”行政

行政への影響

「これまでの行政は変わらざるを得ない」

●サービス提供主体の“最適化”

- ・国・県・市町村、行政と民間の役割分担の明確化、行政の守備範囲の見直し

●事務執行の“最適化”

- ・業務プロセスの改革、規制の緩和・撤廃、国・県・市町村の重複行政の排除

●資源配分の“最適化”

- ・限られた行政資源(カネ・人・モノ)を真に重要かつ必要な政策課題へ最適配分

分権改革の手法

●市町への大胆な事務・権限移譲

- ・可能な限り、合併後の基礎的自治体が総合的な行政主体として、住民に身近な事務を処理する行政システムを構築

●市町の行政体制整備への総合的な支援

- ・市町が移譲された事務を円滑に行うため必要な財源措置や人的支援措置等

分権改革の目指すもの

●個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現

●自己完結型自治体への転換

県の将来像 (分権フレーム)

●国・県・市町村、行政と民間の役割分担の抜本的見直し

- ・国・県・市町村の役割分担の明確化
- ・行政の守備範囲の見直し

「県」の役割分担を明確化

県庁の改革

県庁の行財政システム改革の工程イメージ

【理 念】

最も効率的で
“小さな”県庁
「県民起点」と
「成果重視」

【メ ニ ュー】

- 組織機構の改革
地域事務所、本庁組織の再編
- 定員管理の適正化
- 戦略的な行財政運営の展開
経営戦略の策定、予算編成プロセス改革、庁内分権、事業の戦略化・重点化
- 業務プロセスの改革
行政サービスの向上、簡素・効率化
- 職員の人材育成と意識改革
多様な人材確保・育成、職場活性化
- 給与・任用制度改革
能力・実績重視の人事管理、多様な任用形態とその人事管理、給与制度
- 開かれた県政のあり方
情報公開、県政への県民参加、県民との協働・連携
- 県出資法人の見直し

【展 開】

- 「県」としての役割・強みを発揮
・地域全体の総合プロデューサー
・政策集団
・県民の安全・安心の確保
- より効率的で高質な県民サービスを提供できる行財政運営システムへの転換
管理 → 経営, 統治 → 協治
《組織風土・体質改善》
・国中心・行政主導 → 県民起点
・フルセット、総花主義 → 選択と集中
・予算獲得主義 → 成果重視
透明性・説明責任
- 安定的・弾力的な財政構造への転換
・構造的な財源不足の解消

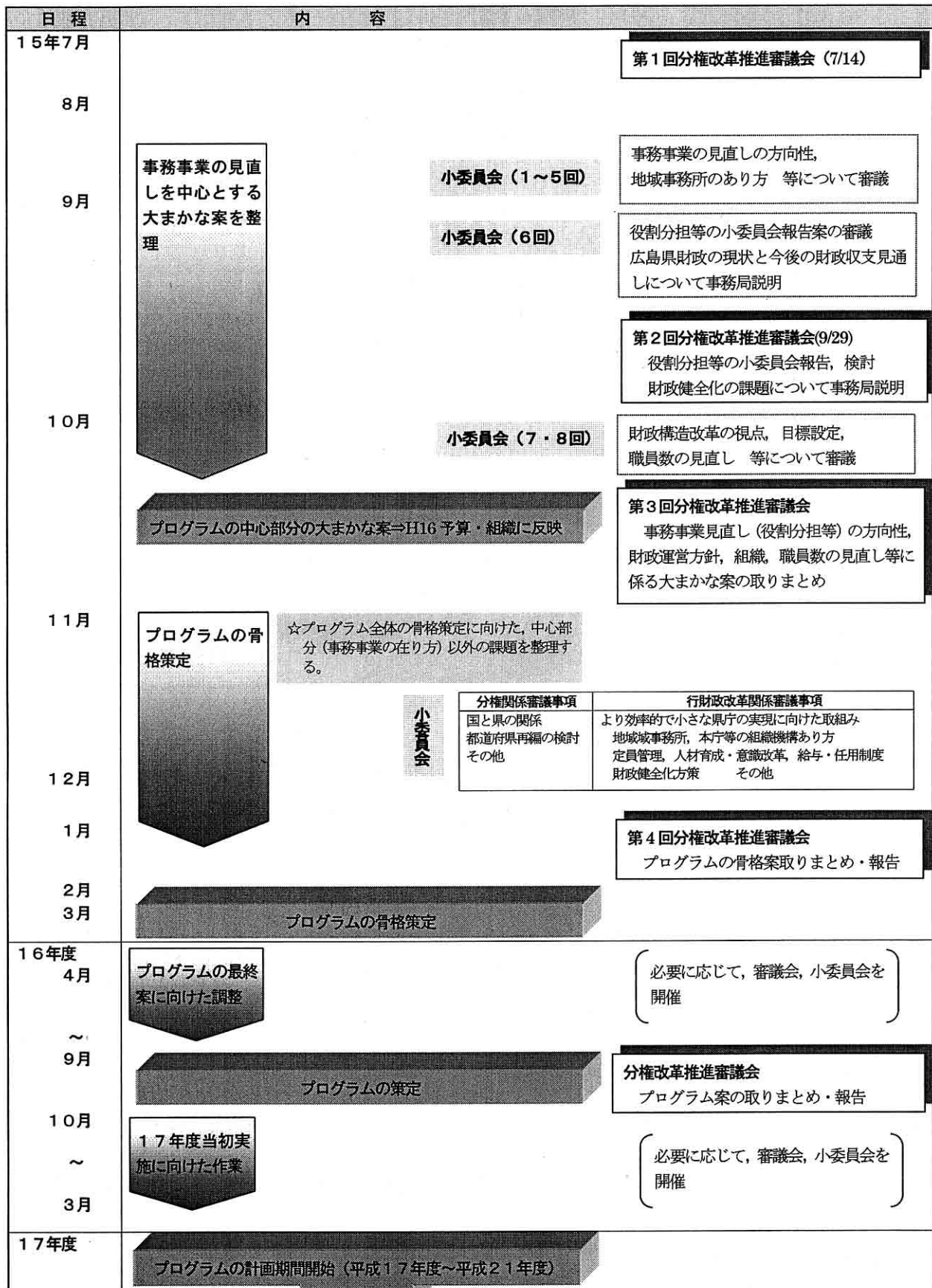
【ねらい】

- 活力と安心がある元
気な広島県の実現
- 県民満足度を高められる
小さな県庁への転換

都道府県再編等

地方分権改革(広島型システム)を徹底的に推進

「分権改革推進プログラム」の策定スケジュール



分権改革推進に関する主要課題

【分野：環境】

No	主要課題	事務事業の概要	主な論点																
1	環境行政の在り方	■環境行政（主に環境保全行政）の態様 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>事 務</th></tr></thead><tbody><tr><td>許認可・届出 受理</td><td> ← 営業 施設 → ◎産業廃棄物処理業許可 ◎大気汚染防止法等の届出 ○フロン回収業者等登録 ◎水質関係特定施設設置許可・届出 ○廃棄物再生事業者登録 □騒音・振動・悪臭関係施設届出 ◎浄化槽保守点検業者登録 ◎廃棄物処理施設許可・届出 ○ダイオキシン類関係特定施設届出 </td><td>■環境行政は広域にわたるものとして、県が多くの役割を担っているが、施設、事業場を対象にする事務や生活排水対策など地域限定的な事務もあり、県と基礎的自治体との役割分担を再整理し、住民に密着した事務については基礎的自治体への事務移譲及び国への制度見直しの要望等を検討する。</td></tr><tr><td></td><td></td><td> 公害監視 排出規制 ← 広域 地域限定・施設・事業場 → ○県計画等の策定 ◎工場・事業場排水水質規制 ◎大気汚染常時監視 ◎ばい煙等排出規制 ○大気汚染予報・緊急通報 ◎廃棄物処理施設立入調査 ◎水質汚濁常時監視 □騒音・振動・悪臭規制 ◎ダイオキシン類常時監視 ◎浄化槽適正管理 ○不法投棄対策 </td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td> その他 ← 広域 地域限定・住民密着 → ○上乗せ基準等の設定 ○公害防止計画策定 ○規制地域の指定 ○公害紛争処理・苦情処理（広域） □苦情処理 ○省資源・省エネルギー普及啓発 ○□公害防止協定の締結 ○環境影響評価の審査・指導 </td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>凡例：○県の事務，◎県と政令市等の事務，□市町村（政令市等含む）の事務 （広島市，福山市，呉市）</td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	事 務	許認可・届出 受理	← 営業 施設 → ◎産業廃棄物処理業許可 ◎大気汚染防止法等の届出 ○フロン回収業者等登録 ◎水質関係特定施設設置許可・届出 ○廃棄物再生事業者登録 □騒音・振動・悪臭関係施設届出 ◎浄化槽保守点検業者登録 ◎廃棄物処理施設許可・届出 ○ダイオキシン類関係特定施設届出	■環境行政は広域にわたるものとして、県が多くの役割を担っているが、施設、事業場を対象にする事務や生活排水対策など地域限定的な事務もあり、県と基礎的自治体との役割分担を再整理し、住民に密着した事務については基礎的自治体への事務移譲及び国への制度見直しの要望等を検討する。			公害監視 排出規制 ← 広域 地域限定・施設・事業場 → ○県計画等の策定 ◎工場・事業場排水水質規制 ◎大気汚染常時監視 ◎ばい煙等排出規制 ○大気汚染予報・緊急通報 ◎廃棄物処理施設立入調査 ◎水質汚濁常時監視 □騒音・振動・悪臭規制 ◎ダイオキシン類常時監視 ◎浄化槽適正管理 ○不法投棄対策				その他 ← 広域 地域限定・住民密着 → ○上乗せ基準等の設定 ○公害防止計画策定 ○規制地域の指定 ○公害紛争処理・苦情処理（広域） □苦情処理 ○省資源・省エネルギー普及啓発 ○□公害防止協定の締結 ○環境影響評価の審査・指導				凡例：○県の事務，◎県と政令市等の事務，□市町村（政令市等含む）の事務 （広島市，福山市，呉市）	
区 分	事 務																		
許認可・届出 受理	← 営業 施設 → ◎産業廃棄物処理業許可 ◎大気汚染防止法等の届出 ○フロン回収業者等登録 ◎水質関係特定施設設置許可・届出 ○廃棄物再生事業者登録 □騒音・振動・悪臭関係施設届出 ◎浄化槽保守点検業者登録 ◎廃棄物処理施設許可・届出 ○ダイオキシン類関係特定施設届出	■環境行政は広域にわたるものとして、県が多くの役割を担っているが、施設、事業場を対象にする事務や生活排水対策など地域限定的な事務もあり、県と基礎的自治体との役割分担を再整理し、住民に密着した事務については基礎的自治体への事務移譲及び国への制度見直しの要望等を検討する。																	
		公害監視 排出規制 ← 広域 地域限定・施設・事業場 → ○県計画等の策定 ◎工場・事業場排水水質規制 ◎大気汚染常時監視 ◎ばい煙等排出規制 ○大気汚染予報・緊急通報 ◎廃棄物処理施設立入調査 ◎水質汚濁常時監視 □騒音・振動・悪臭規制 ◎ダイオキシン類常時監視 ◎浄化槽適正管理 ○不法投棄対策																	
		その他 ← 広域 地域限定・住民密着 → ○上乗せ基準等の設定 ○公害防止計画策定 ○規制地域の指定 ○公害紛争処理・苦情処理（広域） □苦情処理 ○省資源・省エネルギー普及啓発 ○□公害防止協定の締結 ○環境影響評価の審査・指導																	
		凡例：○県の事務，◎県と政令市等の事務，□市町村（政令市等含む）の事務 （広島市，福山市，呉市）																	

分権改革推進に関する主要課題

【分野：環境】

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要				主 な 論 点																																																	
2	自然公園・レクリエーション施設に関する役割分担	■自然公園法に基づく役割分担 <table><thead><tr><th colspan="2">事 務</th><th>国立公園</th><th>国定公園</th><th>県立自然公園</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">公園の指定</td><td>国</td><td>国</td><td>県</td></tr><tr><td colspan="2">公園計画の決定 〔保護利用のための規制, 施設に関する計画〕</td><td>国</td><td>国</td><td>県</td></tr><tr><td rowspan="2">公園事業 〔保護利用施設, 宿泊施設, レクリエーション施設 等〕</td><td>事業決定</td><td>国</td><td>県</td><td>県</td></tr><tr><td>事業執行</td><td>国 県・市町村 (国の同意要す)</td><td>県 市町村 (県の同意要す)</td><td>県 市町村 (県の同意要す)</td></tr><tr><td colspan="2">行為の許可 〔木竹の伐採, 土地形状変更, 工作物新築等の許可〕</td><td>国</td><td>県</td><td>県</td></tr></tbody></table> ■具体的な公園事業等 - 施設整備 歩道, 園地, 野営場の整備, 修景緑化等の事業……基本的には県直営 - 維持管理・運営 <table><thead><tr><th>施 設</th><th>維持管理・運営形態</th></tr></thead><tbody><tr><td>県民の森</td><td>財団へ管理委託 (使用料は県収入)</td></tr><tr><td>もみのき森林公園</td><td>財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)</td></tr><tr><td>県民の浜</td><td>蒲刈町へ事務委託 (非収益施設は県負担)</td></tr><tr><td>中央森林公園</td><td>財団及び三セクへ管理委託 (一部収益施設は利用料金制, その他は県負担)</td></tr><tr><td>牛小屋高原キャンプ場</td><td>戸河内町へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)</td></tr><tr><td>帝釈峡野営場</td><td>財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)</td></tr><tr><td>その他の自然公園施設</td><td>市町村等に管理委託</td></tr><tr><td>県自然歩道</td><td>市町村等に管理委託</td></tr><tr><td>中国自然歩道</td><td>市町村等に管理委託</td></tr></tbody></table>				事 務		国立公園	国定公園	県立自然公園	公園の指定		国	国	県	公園計画の決定 〔保護利用のための規制, 施設に関する計画〕		国	国	県	公園事業 〔保護利用施設, 宿泊施設, レクリエーション施設 等〕	事業決定	国	県	県	事業執行	国 県・市町村 (国の同意要す)	県 市町村 (県の同意要す)	県 市町村 (県の同意要す)	行為の許可 〔木竹の伐採, 土地形状変更, 工作物新築等の許可〕		国	県	県	施 設	維持管理・運営形態	県民の森	財団へ管理委託 (使用料は県収入)	もみのき森林公園	財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)	県民の浜	蒲刈町へ事務委託 (非収益施設は県負担)	中央森林公園	財団及び三セクへ管理委託 (一部収益施設は利用料金制, その他は県負担)	牛小屋高原キャンプ場	戸河内町へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)	帝釈峡野営場	財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)	その他の自然公園施設	市町村等に管理委託	県自然歩道	市町村等に管理委託	中国自然歩道	市町村等に管理委託	■地域の指定や公園計画の策定等, 広域的視点で行う必要のある事務もあるが, 個別の公園事業や行為の許可については, 市町村の区域内で完結するものがある。市町村等への管理・事務委託により地域における管理運営が定着している施設については, 県と基礎的自治体との役割分担を再整理し, 施設の譲渡も含めて, 基礎的自治体への事務移譲, 国への制度見直しの要望等を検討する。
事 務		国立公園	国定公園	県立自然公園																																																			
公園の指定		国	国	県																																																			
公園計画の決定 〔保護利用のための規制, 施設に関する計画〕		国	国	県																																																			
公園事業 〔保護利用施設, 宿泊施設, レクリエーション施設 等〕	事業決定	国	県	県																																																			
	事業執行	国 県・市町村 (国の同意要す)	県 市町村 (県の同意要す)	県 市町村 (県の同意要す)																																																			
行為の許可 〔木竹の伐採, 土地形状変更, 工作物新築等の許可〕		国	県	県																																																			
施 設	維持管理・運営形態																																																						
県民の森	財団へ管理委託 (使用料は県収入)																																																						
もみのき森林公園	財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)																																																						
県民の浜	蒲刈町へ事務委託 (非収益施設は県負担)																																																						
中央森林公園	財団及び三セクへ管理委託 (一部収益施設は利用料金制, その他は県負担)																																																						
牛小屋高原キャンプ場	戸河内町へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)																																																						
帝釈峡野営場	財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)																																																						
その他の自然公園施設	市町村等に管理委託																																																						
県自然歩道	市町村等に管理委託																																																						
中国自然歩道	市町村等に管理委託																																																						

分権改革推進に関する主要論点

【分野：福祉保健部】

No	主要課題	事務事業の概要（現状）	論点の内容・ポイント
3	福祉事務所業務の町への移管	■ 市は福祉事務所を設置することが義務付けられている。【社会福祉法】 ■ 県は、福祉事務所を設置しない町村部の区域を所管するため、福祉事務所を設置している。（県内7地域事務所を設置） ■ 福祉事務所の主な業務として、 ① 生活保護の決定、実施、 ② 助産施設及び母子生活支援施設への入所措置、 ③ 児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の認定、支給 等 ※ なお、町村においても、条例により設置することが可能であるとともに、一部事務組合や広域連合による共同設置も可能となっている。 【別紙参考資料P1～3を参照】	■ 福祉事務所は、個人給付から相談・指導まで、住民生活に最も密接に関係する事務を担っている。 ■ 住民の生活に密接な福祉に関する事務については、住民の実情を最も把握し得る身近な市や町でできるだけ一体的に行うほうが住民の利便性等の観点からも効率的かつ効果的ではないか。 ■ 社会福祉法上、町村において任意に福祉事務所を設置することが規定されていることから、できるだけ市町村に設置されることが望ましいと考えられるのではないか。 ■ 町において福祉事務所を設置しない場合には、例えば、県の所管する町村に係る事務事業について、中心となる市への事務委託について、検討することも必要ではないか。

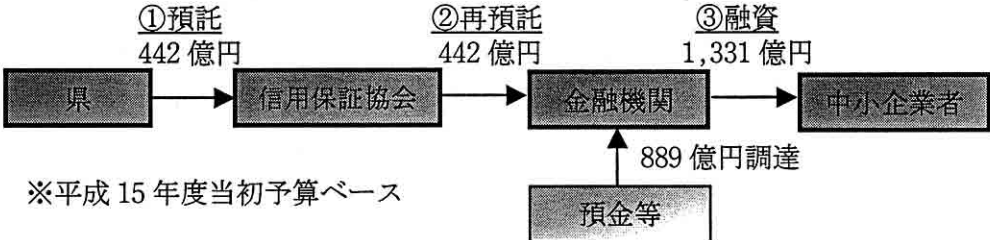
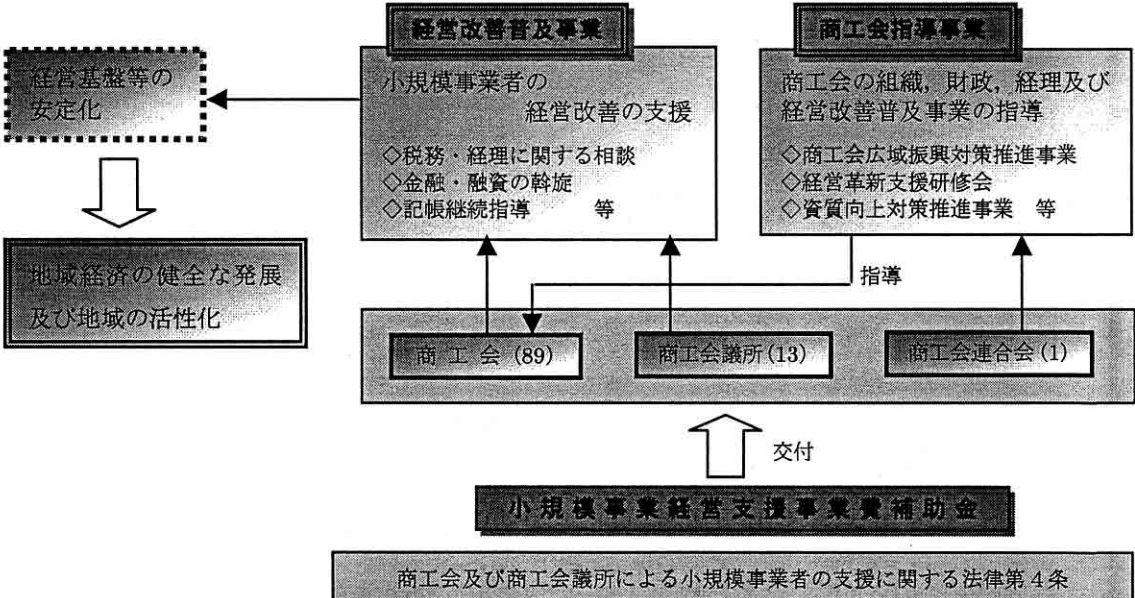
No	主 要 課 題	事 務 事 業 の 概 要 (現 状)	論 点 の 内 容 ・ ポ イ ン ト
4	保健所業務の市などへの移管	■ 県、政令指定都市、中核市、その他政令で定める市が保健所を設置することとなっている。【地域保健法】 ■ 本県では、広島市（指定都市）、福山市（中核市）呉市（政令で定める市）で保健所を設置済み。 ■ 県保健所は、上記3市区域以外の市町村区域を所管（県内7保健所を設置） ■ 保健所の主な業務として、 ① 人口動態統計その他地域保健に係る統計、 ② 栄養改善及び食品衛生に関する事項、 ③ 水道に関する事項、 ④ 医事、薬事に関する事項、 ⑤ 精神保健に関する事項、 ⑥ エイズ、結核、伝染病その他の疾病に関する事項 等 市町村（保健センター） ・老人保健（健康診査等） ・母子保健（乳幼児検診等） ・一般栄養指導、栄養相談 ・予防接種、結核予防 等 市町村の住民・事業者 政令指定都市・中核市等の住民・事業者 政令指定都市・中核市等（保健センター） ・老人保健（健康診査等） ・母子保健（乳幼児検診等） ・一般栄養指導、栄養相談 ・予防接種、結核予防 等（市保健所） ・母子保健（未熟児指導等） ・給食施設等の指導監督 ・伝染病等感染症予防 ・難病対策 ・食品衛生施設等の監視指導 ・旅館、公衆浴場等生活環境衛生施設等の監視指導 県保健所【7所】 ・母子保健（未熟児指導等） ・給食施設等の指導監督 ・伝染病等感染症予防 ・難病対策 ・食品衛生施設等の監視指導 ・旅館、公衆浴場等生活環境衛生施設等の監視指導 ※病院の指導監督 ※薬局の指導監督 等 注）※印等一部の事務については、保健所設置市についても県が所管 【別紙参考資料P 4～8を参照】	■ 保健所業務は、保健から医療、生活衛生、食品衛生分野など幅広い分野において、個人給付サービスから規制行政まで幅広い事務を担っているが、本来、住民の生命の安全や公衆衛生の向上に資するものであり、その区域内で完結するものについては、身近な基礎的自治体で行うほうが効果的ではないか。 ■ 一方で、住民生活に密接に関係する監視指導業務などの一部を市または町へ移譲した場合には、危機発生時に保健所が迅速かつ的確な危機管理機能を一体的に果たすことが可能かという視点での検討も必要ではないか。 ■ 現在、国の基本方針では、人口30万人以上の市については、保健所設置を要請しているが、30万人未満の市や広域連合、一部事務組合についても任意に保健所が設置できるよう検討するべきではないか。 ■ 保健所設置が困難な場合、例えば、最寄りの保健所設置市へ県の所管する市町に係る事務事業を委託することも検討する必要があるのではないか。

No	主 要 課 題	事 務 事 業 の 概 要 (現 状)	論 点 の 内 容 ・ ポ イ ン ト								
5	児童相談業務等のあり方	【児童相談所設置の状況】 ■ 児童相談所は、県及び政令指定都市に設置することとなっている。【児童福祉法】 ■ 県児童相談所は、広島市を除く市町村を所管するため、中央（広島市）、福山、三次の3児童相談所を設置 ■ 児童相談所の主な業務として、 ① 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談への対応、 ② 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定 ③ 児童及びその保護者につき、調査又は判定に基づいて必要な指導 ④ 児童の一時保護 等 【福祉関係相談員等の状況】 ■ 住民に対し、福祉関係各種の相談・助言を行うため、関係法令等により、相談員等を国や県（一部市）で設置または委嘱している。 ■ 主な相談員等の種類 ・ 民生委員児童委員の設置【根拠：民生委員法、児童福祉法】 ・ 身体障害者相談員の設置【根拠：身体障害者福祉法】 ・ 知的障害者相談員の設置【根拠：知的障害者福祉法】 ・ 母子自立支援員の設置【根拠：母子及び寡婦福祉法】 ・ 婦人相談員の設置【根拠：売春防止法】 国、県、市町村の役割分担 <table><tr><td>国</td><td>・ 民生委員の定数基準の設定、民生委員の委嘱</td></tr><tr><td>県 （政令市・中核市を含む）</td><td>○児童相談所の設置運営（県、政令指定都市のみ） ・ 民生委員の定数決定、民生委員の指揮監督等 ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員の委嘱 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（政令市・中核市は任意設置）</td></tr><tr><td>一般市</td><td>・ 民生委員の職務に関する必要な指導等 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（任意設置）</td></tr><tr><td>町村</td><td>・ 民生委員の職務に関する必要な指導等</td></tr></table> 【別紙参考資料P9～13を参照】	国	・ 民生委員の定数基準の設定、民生委員の委嘱	県 （政令市・中核市を含む）	○児童相談所の設置運営（県、政令指定都市のみ） ・ 民生委員の定数決定、民生委員の指揮監督等 ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員の委嘱 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（政令市・中核市は任意設置）	一般市	・ 民生委員の職務に関する必要な指導等 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（任意設置）	町村	・ 民生委員の職務に関する必要な指導等	【児童相談業務のあり方】 ■ 児童福祉に関する事務事業のうち、非行児童・児童虐待等への対応については、児童相談所が中心に事務を担っているところであるが、児童虐待等の早期発見、発生予防等を進める観点から、身近な基礎的自治体の役割の強化を図る必要があるのではないかな。 ■ こうした観点から、児童相談所の設置について、すでに福祉・保健を一体的に担っている中核市への設置を可能にするとともに、例えば、その他一定規模の市においても、地域の実情を踏まえ、任意に設置できるよう検討することが必要ではないか。 【福祉関係相談員等の設置のあり方】 ■ 福祉サービスを一体的かつ総合的に身近な自治体で担うとすれば、住民からの相談を受け、個々のニーズに応じて適切に対応することが求められる。 ■ こうした観点から、身近な相談窓口となる各種福祉関係相談員のあり方について、福祉サービスを提供する身近な自治体との連携強化が重要であることから、地域の自主的な判断により、その設置や運営が可能となるよう、そのあり方を検討することが必要ではないか。
国	・ 民生委員の定数基準の設定、民生委員の委嘱										
県 （政令市・中核市を含む）	○児童相談所の設置運営（県、政令指定都市のみ） ・ 民生委員の定数決定、民生委員の指揮監督等 ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員の委嘱 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（政令市・中核市は任意設置）										
一般市	・ 民生委員の職務に関する必要な指導等 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（任意設置）										
町村	・ 民生委員の職務に関する必要な指導等										

No	主 要 課 題	事 務 事 業 の 概 要 (現 状)	論 点 の 内 容 ・ ポ イ ン ト																																													
6	社会福祉施設における行政と民間の役割分担	【県立社会福祉施設の概要】 ■ 県立社会福祉施設については、社会福祉法人広島県社会福祉事業団に運営を委託している。 <table><thead><tr><th>施 設 名</th><th>設置年月日</th><th>定 員</th></tr></thead><tbody><tr><td>県立ふれあいの里 老人福祉センター</td><td>S 56. 7. 1</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="3">県立心身障害者コロニー</td></tr><tr><td>重症心身障害児施設 わかば療育園</td><td>S 58. 4. 1</td><td>入所 40</td></tr><tr><td>知的障害者更生施設 松陽寮</td><td>S 56. 9. 1</td><td>入所 160</td></tr><tr><td colspan="3">県立身体障害者リハビリテーションセンター</td></tr><tr><td>重症心身障害児施設 若草療育園</td><td>H 4. 5. 1</td><td>入所 53</td></tr><tr><td>身体障害者更生施設 あけぼの</td><td>S 26. 11. 1</td><td>入所 90, 通所 10</td></tr><tr><td>肢体不自由児施設 若草園</td><td>S 26. 4. 1</td><td>入所 62, 通所 40</td></tr><tr><td>医療センター</td><td>S 53. 4. 1</td><td>病床 109</td></tr><tr><td>身体障害者福祉センター（A型）スポーツ交流センター</td><td>H 8. 8. 1</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="3">県立福山若草園</td></tr><tr><td>重症心身障害児施設 福山若草療育園</td><td>S 59. 4. 1</td><td>入所 44</td></tr><tr><td>肢体不自由児通園施設 福山若草園</td><td>S 37. 6. 1</td><td>通所 20</td></tr><tr><td>知的障害者授産施設 県立大野寮</td><td>S 39. 5. 1</td><td>入所 50, 通所 20</td></tr></tbody></table> ■ これまでの県立社会福祉施設の見直しとして、県立ふれあいの里特別養護老人ホームを平成12年4月に御調町へ移管している。 ■ 県出資法人の見直しの一環として、県立施設としての役割が減少した施設については、地元自治体若しくは社会福祉法人に移管するなど、着実に見直しの実現を図っていくこととしている。	施 設 名	設置年月日	定 員	県立ふれあいの里 老人福祉センター	S 56. 7. 1	—	県立心身障害者コロニー			重症心身障害児施設 わかば療育園	S 58. 4. 1	入所 40	知的障害者更生施設 松陽寮	S 56. 9. 1	入所 160	県立身体障害者リハビリテーションセンター			重症心身障害児施設 若草療育園	H 4. 5. 1	入所 53	身体障害者更生施設 あけぼの	S 26. 11. 1	入所 90, 通所 10	肢体不自由児施設 若草園	S 26. 4. 1	入所 62, 通所 40	医療センター	S 53. 4. 1	病床 109	身体障害者福祉センター（A型）スポーツ交流センター	H 8. 8. 1	—	県立福山若草園			重症心身障害児施設 福山若草療育園	S 59. 4. 1	入所 44	肢体不自由児通園施設 福山若草園	S 37. 6. 1	通所 20	知的障害者授産施設 県立大野寮	S 39. 5. 1	入所 50, 通所 20	■ 社会福祉法人等や市町村等によるサービス供給体制の整備状況や地域における利用状況も踏まえながら、民間法人等や身近な自治体の社会福祉施設との役割分担のあり方を検討する必要があるのではないか。
施 設 名	設置年月日	定 員																																														
県立ふれあいの里 老人福祉センター	S 56. 7. 1	—																																														
県立心身障害者コロニー																																																
重症心身障害児施設 わかば療育園	S 58. 4. 1	入所 40																																														
知的障害者更生施設 松陽寮	S 56. 9. 1	入所 160																																														
県立身体障害者リハビリテーションセンター																																																
重症心身障害児施設 若草療育園	H 4. 5. 1	入所 53																																														
身体障害者更生施設 あけぼの	S 26. 11. 1	入所 90, 通所 10																																														
肢体不自由児施設 若草園	S 26. 4. 1	入所 62, 通所 40																																														
医療センター	S 53. 4. 1	病床 109																																														
身体障害者福祉センター（A型）スポーツ交流センター	H 8. 8. 1	—																																														
県立福山若草園																																																
重症心身障害児施設 福山若草療育園	S 59. 4. 1	入所 44																																														
肢体不自由児通園施設 福山若草園	S 37. 6. 1	通所 20																																														
知的障害者授産施設 県立大野寮	S 39. 5. 1	入所 50, 通所 20																																														

分権改革推進に関する主要課題

【分野：商工労働部】

No	主要課題	事務事業の概要	主な論点
7	中小企業等への金融支援，経営指導のあり方	■ 県費預託融資制度 ○ 中小企業者等に対する円滑な資金供給を確保するため，県が融資する資金の一部を金融機関に預託することによって，金融機関の協調を得て，中小企業者等に融資を行う。  ※平成15年度当初予算ベース ■ 経営改善普及事業 ○ 小規模事業者の，経営基盤の安定を図るため，商工会，商工会議所及び広島県商工会連合会を支援団体と位置づけ，経営指導員の人件費等を県が補助し，経営改善普及事業等による支援を行っている。 	■ 県費預託融資制度 ○ 金融機関と協調して，県内中小企業が必要とする資金を長期・低利で円滑に供給するための融資制度であるが，資金需要が低迷している中で，金融機関等との役割分担を含め，企業が真に必要な資金支援のあり方を検討 ■ 経営改善普及事業 ○ 小規模事業者の経営改善の支援のため，商工会，商工会議所，県商工会連合会の経営指導員等の人件費補助を行っている（2,660百万円）。市町村合併に連動する商工会や商工会議所の合併も想定される中，県の関与のあり方を検討

分権改革推進に関する主要課題

【分野：商工労働部】

No	主要課題	事務事業の概要	主な論点
8	産業振興施策のあり方	■ 平成 15 年度施策体系及び重点施策（県内産業の活性化と新たな産業づくり） 県内産業の活性化 企業の研究開発・商品化に対する支援 中小企業の産業競争力、経営基盤強化 物流基盤の整備 広島TLOの運営支援 部品サプライヤーの戦略的研究開発への支援 創造的技術研究開発費補助金 特定中小企業集積競争力強化支援事業 経営革新への支援 商業の活性化対策 ひろしまマイスター推進事業 ものづくり広島リノベーション事業 新たな産業づくり 企業誘致の展開 新事業の創出と新規成長分野における産業創生 観光産業の振興 積極的な企業誘致活動の推進 国際ビジネスマッチングの強化 ベンチャー企業・第二創業の支援 ひろしま産業創生研究補助金 バイオクラスター推進事業 福祉関連産業創生プロジェクトの推進 環境関連産業コンプレックス形成の促進 観光産業の振興	■ 既存産業の振興方策 ○ 工業技術センター等による技術支援、研究開発補助、地場産業振興補助、販路開拓支援、産学官連携などを行っているが、県の関与のあり方を検討 ○ 地域の自主性に委ねるべき部分はないか ■ 新規産業の創出方策 ○ 新規創業やベンチャー育成について、県の関与のあり方を検討 ○ 民間の自主性に委ねるべき部分はないか ■ 企業誘致の展開 ○ 企業立地件数が減少する中で、従来からの企業誘致政策の転換が求められており、基礎的自治体も含めた企業誘致戦略の再構築について検討 ■ 観光産業の振興 ○ 観光振興における県の役割を明確にするとともに、市町・県観光連盟との役割分担、連携方策を検討

分権改革推進に関する主要課題

【分野：商工労働部】

No	主要課題	事務事業の概要	主な論点
9	雇用労働施策のあり方	■ 平成 15 年度施策体系及び重点施策 ○ 県民生活の安定を確保するセーフティネットの整備 雇用面におけるセーフティネットの整備 緊急雇用創出基金の活用 雇用・労働相談体制の強化 ○ 就業環境の整備と能力開発の支援 就業環境の整備 若年者雇用対策の推進 中高年求職者の就業支援 広島県勤労者リフレッシュ・フェスタの開催 能力開発の支援 多様な能力開発機会の確保・創出 ■ 国の施策（雇用対策法第 4 条） 「国は、……次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない」 ① 職業指導及び職業紹介の事業の充実 ② 技能に関する訓練及び検定の事業の充実 ③ 職業転換，地域間移動，職場適応等を援助するために必要な措置の充実 ④ 離職者の円滑な再就職を促進するために必要な施策の充実 ⑤ 定年引上，継続雇用制度導入・改善の円滑実施を促進するために必要な施策の充実 ⑥ 雇用形態の改善等を促進するために必要な施策の充実 ⑦ その他労働者が，能力を有効に発揮できるようにするために必要な施策の充実 ■ 地方公共団体の施策（雇用対策法第 5 条） 「地方公共団体は，国の施策と相まって，当該地域の実状に応じ，雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない」	■ 雇用労働行政の効率的な執行体制 ○ 地方事務官制度が廃止され，厚生労働省の地方機関として広島労働局が設置されており，雇用労働行政は，基本的に国が一元的に担うべき業務として整理されている。 一方で，雇用対策法の改正により，「地方公共団体は，国の施策と相まって，当該地域の実状に応じ，雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とされており，国からの事務の移管も含め，雇用対策・職業安定行政・職業訓練における県の役割，基礎的自治体の関与のあり方を検討

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事務事業の概要	論点の内容															
10	農村の土地利用や農業経営に対する関与のあり方	■ 農村地域における土地利用規制 ○「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、県は農業振興地域を、市町村は農用地区域を指定し、農用地の形質変更は県が許可する。 ○ 農地は「農地法」の適用を受け、市町村に行政委員会として農業委員会が置かれる（必置規制）。 ■ 地域における農業の担い手育成 ○市町村は経営改善計画を立てた農業者を「認定農業者」として認定（税制や制度資金上の優遇措置） ○市町村は農地利用集積計画等により、農業委員会は農地あっせん等により農地集積を支援 ○県は市町村への指導・助言や、市町村で対応困難な経営技術・農業技術面での支援を実施 ① 農振・農用地に関する規制 <table><tr><td>県</td><td>農振地域整備基本方針</td><td>農振地域指定</td><td>開発行為許可 (宅造、土石採取等)</td><td>農地整備・施設整備の補助事業</td></tr><tr><td>市町村</td><td>農振地域整備計画</td><td>農用地区域指定 (20ha以上等)</td><td></td><td></td></tr></table> ③市町村の推進事務（基盤法関係） ○基本構想の策定 ○市町村経営改善支援センター 経営改善計画策定の指導、研修会・相談会、経営診断 等 ○農地利用集積計画の策定・公告 農地の貸借・売買を掲載した計画公示により権利設定・所有権移転 【認定農業者】 (農業経営基盤強化法) ⇒地域の農地の集約等により、他産業並の所得水準を目指した経営を行う個人・法人 ④県の推進事務（基盤法関係） ○基本方針の策定 ○地域事務所、農業改良普及センター ・市町村の推進への指導・助言 ・農業制度資金への利子補給 ・産地の育成指導や基盤整備 ○県経営改善支援センター（農業会議） ② 農地法の規制 <table><tr><td>市町村農業委員会</td><td>3条許可 (農地利用目的の売買等)</td><td>農業委員会は農地法・基盤法の法令業務のほか農地あっせん等の任意業務を行う</td></tr><tr><td>知事</td><td>4条許可 (所有者の4haまでの転用)</td><td>5条許可 (4haまでの転用目的の売買等)</td></tr></table> ※知事への許可申請は農業委員会を経由 ※知事は農業会議へ諮問し、答申を受けて許可 広島県の農業委員会 (H14.10 現在) ・ 86 委員会 1,390 人 ・ 交付金 276 百万円 ～国庫 10/10 ・ 補助金 57 百万円 ～国 1/2, 農業委員会 1/2 ■農村地域の土地利用に関する法令等に基づく事務事業について、農業委員会や農業会議等の果すべき役割の検討も含めて県と基礎的自治体との役割分担を検討し、基礎的自治体が総合的な土地利用を図っていけるよう、事務・事業のあり方を検討 ・ 規模と能力を備えた基礎的自治体が、市街から農村や森林地域まで一体的・総合的に土地利用プランニングを行えるよう、事務事業のあり方を検討 ・ 農業の担い手を育成する事務事業については、県と市町村が推進事業を行っており、県が地域レベルで行っている事業を基礎的自治体で実施できるよう事務事業のあり方を検討 ・ 国の地方分権改革推進会議は、市町村により農業委員会の現行 業務を農業委員会が行うか首長部局が行うか選択できる制度を提言しており、市町村合併の進展や本県における地域の実情を踏まえ検討 ■基礎的自治体が、その産業振興施策として地域の実状を踏まえ、農業経営体の育成や支援等に関する指導調整や利子補給等を実施していけるよう、事務・事業のあり方を検討	県	農振地域整備基本方針	農振地域指定	開発行為許可 (宅造、土石採取等)	農地整備・施設整備の補助事業	市町村	農振地域整備計画	農用地区域指定 (20ha以上等)			市町村農業委員会	3条許可 (農地利用目的の売買等)	農業委員会は農地法・基盤法の法令業務のほか農地あっせん等の任意業務を行う	知事	4条許可 (所有者の4haまでの転用)	5条許可 (4haまでの転用目的の売買等)
県	農振地域整備基本方針	農振地域指定	開発行為許可 (宅造、土石採取等)	農地整備・施設整備の補助事業														
市町村	農振地域整備計画	農用地区域指定 (20ha以上等)																
市町村農業委員会	3条許可 (農地利用目的の売買等)	農業委員会は農地法・基盤法の法令業務のほか農地あっせん等の任意業務を行う																
知事	4条許可 (所有者の4haまでの転用)	5条許可 (4haまでの転用目的の売買等)																

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事務事業の概要	論点の内容
11	産地育成や施設整備に関する関与のあり方 【施設整備】	■ 施設整備に対する補助事務 ○ 農協や営農組合等が行う施設整備に対して、企画立案段階から補助実施まで、県と市町村が行政支援を行っている。 ○ 様々な国庫補助事業があるが、概ね次の共通点がある。 ① 県、市町村それぞれの推進事業の実施が国の要綱で求められていること ② 県を経由する間接補助とされていること ○ 代表的事業として、「経営構造対策事業」がある。	■ 基礎的自治体が、その産業施策として地域の実情を踏まえ、企画立案から施設整備補助等の実施まで一貫した事業実施ができるよう、事務・事業のあり方を検討 ■ 産地形成へ向けた生産・出荷の体制づくりや地域の農家間の調整について、農家とその団体が果たすべき役割を検討し、県や基礎的自治体の関与のあり方を検討

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事務事業の概要	論点の内容
11-2	産地育成や施設整備に対する関与のあり方 【産地育成(野菜)】	■ 産地育成に対する県の事務(野菜産地の例) ○産地の育成は、①生産・流通指導、②制度資金や補助事業等による近代化施設・機械の導入③価格安定対策により推進している。国の指定を受けた産地は県が「生産・出荷近代化計画」を策定する。 ○国の指定産地について国の「野菜価格供給安定基金」により、その他の産地については国や県の補助を受けて「(社)広島県野菜価格安定資金協会」が補償準備金を運営している。 ※基金や補償準備金は、生産者の拠出と国県市町村の助成で造成され、市場価格下落時に生産者に補給金を交付することで、次期作を確保し、野菜の供給と価格の安定を図る制度 価格安定基金制度 補償準備金制度	産地育成等の計画づくりや出荷等の調整・指導などのあり方を検討し、農業者とその団体・県・基礎的自治体の役割分担を検討 ・産地育成事務のあり方 国の指定産地について、県が産地近代化計画を策定し、産地における生産・流通指導を行っているが、今後は、基礎的自治体の産業施策として行うなど、事務事業のあり方を検討 ・県の価格安定施策のあり方 県は基金や準備金に対する補助を行っているが、その効果は価格低落時の農家所得の補償といえるのではないかと、今後は生産者の拠出の範囲で安定基金等を運営するなど、事務事業のあり方を検討

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事務事業の概要	論点の内容
12	農業普及事業のあり方	■ 農業改良助長法により、農業普及事業への国庫負担と農業改良普及センター設置及び普及職員設置の設置が定められている（必置規制）。 【広島県の動き】・H13年度に農業改良普及センターを全県1区1ヶ所とし、各地域事務所に地域営農課を配置 ・H15年度から、地区担当制を施策目的別グループ制に改め、重点的に活動を実施 ・H16年度から農林水産・工業・保健環境の8技術センターを統括管理する組織を設置 ■ 地方分権改革推進会議「事務・事業のあり方に関する意見」（H14.10.30）の指摘（抜粋） ○ 中間報告では、地域の実情に応じて弾力的に事業運営できるよう、地方分権の趣旨を踏まえて、抜本的な見直しを検討すべきであること等を提言した。 ○ 農林水産省においては、「普及事業の在り方に関する検討会」を開催し、普及事業の重点化・効率化を行うなかで、必置規制の緩和、農業改良普及手当に関する見直しを行なうこととしている。（中略）<u>農業改良普及制度の必要性は依然として高く、必置規制や交付金制度が重要であるとしている。</u> ○ 当会議としては、都道府県の判断に委ねていくべきとの観点に立ち、<u>必置規制の廃止ないしは大幅緩和、協同農業普及事業交付金の一般財源化、改良普及手当の在り方の抜本的見直し等について踏み込んで検討を行うこと、国の役割は技術的支援に限っていく方向で検討することを提言したい。</u> 【機構図】 <pre> graph LR A[農業技術センター 専門技術員 (10名)] <--> B[農業改良普及センター (53名)] B <--> C[地域営農課 (108名)] C <--> D[農家] A <--> C </pre> 【業務】 【専門技術員の業務】 ①試験研究と普及事業の連絡調整 ②専門分野に係る普及活動方法の調査研究 ③普及員に対する指導・研修等 【農業改良普及センターの業務】 ①高度な技術革新の支援 ②園芸・畜産産地の拡充 ③農業情報システムの構築・運営 【地域営農課の業務】 ①土地利用型農業の再構築（集落農場型農業生産法人の育成等） ～水稲、大豆、麦等に係る技術支援、法人化への合意形成、農地利用・機械導入・経営計画等策定支援 ②園芸産地の育成 ～技術支援、核となる経営体の育成 ③地域リーダーの育成 ④農業青年・新規就農者の育成 ～営農計画策定支援、技術支援 ⑤制度資金等利用の支援 ～経営計画策定指導・助言、経営管理支援 ⑥農業の6次産業化支援 ～生産・販売・加工のネットワークづくり ※「普及事業の在り方検討会」（H15.3）の提言を受け、現在、農林水産省で普及事業のあり方を検討中	■ 農家に対する経営指導や技術指導、担い手育成等に関する事務事業について、農業者とその団体・県・基礎的自治体の役割分担を検討 ・ 農家に対する経営指導のあり方 ・ 農家に対する技術普及のあり方 ・ 担い手育成等のあり方 ■ 産地づくりの支援等のため、高度な生産技術や新しい技術の移転等が必要となる場合の、県と基礎的自治体の役割分担を検討

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事 務 事 業 の 概 要				論点の内容																		
13	農林水産業における規制・監督行政のあり方	■ 農林水産業関係の規制・監督の例 <table><thead><tr><th>規制目的</th><th>法令に基づく規制</th><th>条例・規則による規制</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>《卸売市場法》 卸売市場の整備を促進し及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図りもつて国民生活の安定に資する</td><td>○地方卸売市場に関する規制・監督 ・地方卸売市場開設許可 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務許可・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制</td><td>○その他市場（政令で定める規模以下の市場）に対する規制・監督 ・開設届出 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務届出・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制</td><td>①中央卸売市場 県、20万以上の市が設置し大臣が許可・指導監督 ②地方卸売市場、その他市場 ・青果 330㎡ ・花き、水産 200㎡ ・食肉 150㎡</td></tr><tr><td>《養ほう振興法》 みつばちの群の配置を適正にする等の措置を講じて、はちみつ及びみつろうの増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資する</td><td>○転飼（蜜蜂を移動して飼育すること）に関する規制・監督 ・氏名、住所、ほう群数の届出 ・県外から県内への転飼の許可</td><td>○転飼に対する規制・監督 ア 養ほう振興法施行細則（規則） ・法の規程する届出に関する手続 ・県外から県内への転飼 " イ みつばち転飼条例 ・県内における転飼許可 ・報告徴収・立入検査</td><td>○許可実績 申請39業者、件数327（法律51件、条例276件） ○飼養戸数 112戸（H14.2） ○関連事業 ・転飼調整会議</td></tr><tr><td rowspan="2">《広島県農産物検査条例》 《広島県かんきつ規格条例》 ○目的 ・品質改善 ・取引安全・円滑化 ・産業の振興 ○手段 県が定めた規格に基づいて検査・出荷等を行う。</td><td rowspan="2"></td><td>○農産物検査条例【昭和25】 ⇒県内で生産された畳表 ・未検査畳表の譲渡・譲受や生産地市町村区域外への搬出禁止 ・報告徴収、立入検査</td><td>・日本農林規格と知事が定めた規格に基づき品質等进行检查 ・財団法人い業会館へ検査業務を委託</td></tr><tr><td>○かんきつ規格条例【昭和35】 ⇒県内で生産された柑橘類 ・格付を行う者の選果責任者等の届出 ・格付・標示しない柑橘の売買目的での県外移出禁止 ・報告徴収、立入検査</td><td>・うんしゅうみかん、なつみかん、ネーブル、オレンジ、はつさく、いよかん及びレモンを対象</td></tr></tbody></table>				規制目的	法令に基づく規制	条例・規則による規制	備 考	《卸売市場法》 卸売市場の整備を促進し及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図りもつて国民生活の安定に資する	○地方卸売市場に関する規制・監督 ・地方卸売市場開設許可 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務許可・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制	○その他市場（政令で定める規模以下の市場）に対する規制・監督 ・開設届出 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務届出・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制	①中央卸売市場 県、20万以上の市が設置し大臣が許可・指導監督 ②地方卸売市場、その他市場 ・青果 330㎡ ・花き、水産 200㎡ ・食肉 150㎡	《養ほう振興法》 みつばちの群の配置を適正にする等の措置を講じて、はちみつ及びみつろうの増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資する	○転飼（蜜蜂を移動して飼育すること）に関する規制・監督 ・氏名、住所、ほう群数の届出 ・県外から県内への転飼の許可	○転飼に対する規制・監督 ア 養ほう振興法施行細則（規則） ・法の規程する届出に関する手続 ・県外から県内への転飼 " イ みつばち転飼条例 ・県内における転飼許可 ・報告徴収・立入検査	○許可実績 申請39業者、件数327（法律51件、条例276件） ○飼養戸数 112戸（H14.2） ○関連事業 ・転飼調整会議	《広島県農産物検査条例》 《広島県かんきつ規格条例》 ○目的 ・品質改善 ・取引安全・円滑化 ・産業の振興 ○手段 県が定めた規格に基づいて検査・出荷等を行う。		○農産物検査条例【昭和25】 ⇒県内で生産された畳表 ・未検査畳表の譲渡・譲受や生産地市町村区域外への搬出禁止 ・報告徴収、立入検査	・日本農林規格と知事が定めた規格に基づき品質等进行检查 ・財団法人い業会館へ検査業務を委託	○かんきつ規格条例【昭和35】 ⇒県内で生産された柑橘類 ・格付を行う者の選果責任者等の届出 ・格付・標示しない柑橘の売買目的での県外移出禁止 ・報告徴収、立入検査	・うんしゅうみかん、なつみかん、ネーブル、オレンジ、はつさく、いよかん及びレモンを対象	■規制・監督行政について、目的を達成したと考えられるものや、民間に委ねることが可能なものについて、県独自に対応できるものについては規制の撤廃や事務の簡素化を行うとともに、必要な場合は 国に対して制度改正を要望 ・法律が条例に規制を委ねるものなどについて、規制の必要性を検証し、規制の撤廃を検討 ・県が産業振興等のため行ってきた規制について、目的を達成したものは、規制撤廃と民間移行を検討
規制目的	法令に基づく規制	条例・規則による規制	備 考																					
《卸売市場法》 卸売市場の整備を促進し及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図りもつて国民生活の安定に資する	○地方卸売市場に関する規制・監督 ・地方卸売市場開設許可 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務許可・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制	○その他市場（政令で定める規模以下の市場）に対する規制・監督 ・開設届出 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務届出・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制	①中央卸売市場 県、20万以上の市が設置し大臣が許可・指導監督 ②地方卸売市場、その他市場 ・青果 330㎡ ・花き、水産 200㎡ ・食肉 150㎡																					
《養ほう振興法》 みつばちの群の配置を適正にする等の措置を講じて、はちみつ及びみつろうの増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資する	○転飼（蜜蜂を移動して飼育すること）に関する規制・監督 ・氏名、住所、ほう群数の届出 ・県外から県内への転飼の許可	○転飼に対する規制・監督 ア 養ほう振興法施行細則（規則） ・法の規程する届出に関する手続 ・県外から県内への転飼 " イ みつばち転飼条例 ・県内における転飼許可 ・報告徴収・立入検査	○許可実績 申請39業者、件数327（法律51件、条例276件） ○飼養戸数 112戸（H14.2） ○関連事業 ・転飼調整会議																					
《広島県農産物検査条例》 《広島県かんきつ規格条例》 ○目的 ・品質改善 ・取引安全・円滑化 ・産業の振興 ○手段 県が定めた規格に基づいて検査・出荷等を行う。		○農産物検査条例【昭和25】 ⇒県内で生産された畳表 ・未検査畳表の譲渡・譲受や生産地市町村区域外への搬出禁止 ・報告徴収、立入検査	・日本農林規格と知事が定めた規格に基づき品質等进行检查 ・財団法人い業会館へ検査業務を委託																					
		○かんきつ規格条例【昭和35】 ⇒県内で生産された柑橘類 ・格付を行う者の選果責任者等の届出 ・格付・標示しない柑橘の売買目的での県外移出禁止 ・報告徴収、立入検査	・うんしゅうみかん、なつみかん、ネーブル、オレンジ、はつさく、いよかん及びレモンを対象																					

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事 務 事 業 の 概 要	論 点 の 内 容																																																																																						
14	農林水産業関係の基盤整備のあり方 【ほ場整備】	■ ほ場整備事業の典型として、①県を事業主体とする経営体育成基盤整備事業（農地集積実績に応じた促進費交付等ソフト事業と一体的に実施）、②市町村や土地改良区等を事業主体とする基盤整備促進事業がある。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">採 択 要 件</th><th rowspan="2">事 業 内 容</th><th colspan="5">事 業 費 負 担</th><th rowspan="2">県予算額 (箇所数)</th></tr><tr><th>区 分</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村</th><th>受益者</th></tr><tr><td rowspan="2">県 営</td><td rowspan="2">・20ha～ ・農地集積等</td><td rowspan="2">区画整理・農道整備・用排水・暗渠排水・客土</td><td rowspan="2">集落道・排水路・公園施設・防災施設・用地等</td><td>山 村</td><td>50.0</td><td>32.5</td><td>5.0</td><td>12.5</td><td rowspan="2">14.4億円 (13)</td></tr><tr><td>その他</td><td>50.0</td><td>27.5</td><td>10.0</td><td>12.5</td></tr><tr><td rowspan="2">団体営</td><td rowspan="2">・5ha～</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>中山間</td><td>55.0</td><td>20.0</td><td></td><td></td><td rowspan="2">4.1億円 (17)</td></tr><tr><td>その他</td><td>50.0</td><td>10.0</td><td></td><td></td></tr></table> 注1「山村」は県が建設事業負担金条例で、「中山間」は県が中山間地域活性化対策基本方針で定めた区域 注2「団体営」欄には、担い手育成型（市町村が定めた農地集積等に関する計画に基づくもの）を揚げた。 ○県 営 ～H4まで着手60ha以上（原則は200ha以上）を（1箇所平均120ha）、H5以降着手は20ha以上のほ場整備（担い手型）を実施（1箇所平均42ha） ○団体営 ～H8まで20ha以上、H10以降「基盤整備促進事業」（5ha以上）へ移行 ■ ほ場整備事業の流れ 計画調査（単位：百万円） 県 ○県営事業の事前調査費 65 土地改良事業団体連合会 ○団体営事業の調査設計 40 事業実施 《受益農家》 《市町村》 《県》 【県営】 【市町村営】 県に事業実施申請（土地改良法85条） 市町村の計画に対する同意（1196条の2） 県へ事業実施協議 適否決定 計画決定 公告縦覧 適否決定 同意公告 【県】 着工完成 【市町村】 着工完成 県営事業で整備した施設の管理 市町村や土地改良区へ ○施設譲与 ○管理委託 ※「土地改良財産の譲与に関する条例」による譲渡「土地改良財産管理規則」による委託 ■ ほ場整備の状況 ～第1次土地改良長期計画（S40～）以降、1区画30aの整備を進める（H13の全国整備率は67.7%）。 <table><tr><th></th><th>1985(A)</th><th>1990</th><th>1995</th><th>2000(B)</th><th>2001</th><th>(B-A)</th></tr><tr><td>耕地面積(ha)</td><td>79,000</td><td>74,200</td><td>69,500</td><td>63,200</td><td>62,300</td><td>▲ 16,700</td></tr><tr><td>水田面積(ha)</td><td>55,400</td><td>52,900</td><td>49,800</td><td>46,200</td><td>45,700</td><td>▲ 9,700</td></tr><tr><td>整備済水田面積(ha)</td><td>14,011</td><td>19,101</td><td>23,338</td><td>26,027</td><td>26,221</td><td>12,210</td></tr><tr><td>整備率(全水田)</td><td>25.5</td><td>36.1</td><td>46.9</td><td>56.3</td><td>57.4</td><td>31.9</td></tr><tr><td>整備率(要整備)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>85.3</td><td>86.0</td><td>—</td></tr></table>		採 択 要 件	事 業 内 容	事 業 費 負 担					県予算額 (箇所数)	区 分	国	県	市町村	受益者	県 営	・20ha～ ・農地集積等	区画整理・農道整備・用排水・暗渠排水・客土	集落道・排水路・公園施設・防災施設・用地等	山 村	50.0	32.5	5.0	12.5	14.4億円 (13)	その他	50.0	27.5	10.0	12.5	団体営	・5ha～			中山間	55.0	20.0			4.1億円 (17)	その他	50.0	10.0				1985(A)	1990	1995	2000(B)	2001	(B-A)	耕地面積(ha)	79,000	74,200	69,500	63,200	62,300	▲ 16,700	水田面積(ha)	55,400	52,900	49,800	46,200	45,700	▲ 9,700	整備済水田面積(ha)	14,011	19,101	23,338	26,027	26,221	12,210	整備率(全水田)	25.5	36.1	46.9	56.3	57.4	31.9	整備率(要整備)	—	—	—	85.3	86.0	—	(参考) 国は、県営事業について地方負担のガイドラインを定めている（県 27.5%，市町村 10.0%）。 ■ 県の関与の考え方 ・県営と団体営のメルクマールは、広域性や専門性というよりも受益面積の大小といえることから、団体営を基本とする事務事業のあり方を検討 ・県営事業の内容も農地集積に向けたソフト事業や農村の生活環境整備に関する施設整備を包含しており、基礎的自治体による実施を基本とする事務事業のあり方を検討 ・市町村が土地改良区の事務局である場合もあり、事業主体と維持管理の一体化の視点からも基礎的自治体による実施を基本とする事務事業のあり方を検討
	採 択 要 件	事 業 内 容				事 業 費 負 担						県予算額 (箇所数)																																																																													
			区 分	国	県	市町村	受益者																																																																																		
県 営	・20ha～ ・農地集積等	区画整理・農道整備・用排水・暗渠排水・客土	集落道・排水路・公園施設・防災施設・用地等	山 村	50.0	32.5	5.0	12.5	14.4億円 (13)																																																																																
				その他	50.0	27.5	10.0	12.5																																																																																	
団体営	・5ha～			中山間	55.0	20.0			4.1億円 (17)																																																																																
				その他	50.0	10.0																																																																																			
	1985(A)	1990	1995	2000(B)	2001	(B-A)																																																																																			
耕地面積(ha)	79,000	74,200	69,500	63,200	62,300	▲ 16,700																																																																																			
水田面積(ha)	55,400	52,900	49,800	46,200	45,700	▲ 9,700																																																																																			
整備済水田面積(ha)	14,011	19,101	23,338	26,027	26,221	12,210																																																																																			
整備率(全水田)	25.5	36.1	46.9	56.3	57.4	31.9																																																																																			
整備率(要整備)	—	—	—	85.3	86.0	—																																																																																			

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事務事業の概要	論点の内容																																																						
14-1	農林水産業関係の基盤整備のあり方 【農道整備】	■ 農道の機能 農道事業は、ほ場整備等の生産基盤整備と一体的に農村の生活環境を整備する「農村整備事業」の一部をなし、次のように区分される。 <table><tr><th>基幹的農道</th><th colspan="3">地域内農道</th></tr><tr><td rowspan="3">農業生産、農産物流通の農業用利用を主体とし併せて農村地域の社会生活活動にも利用される農道 ⇒営農団地間を結ぶ道路 ⇒集出荷施設等と一般道路等を連結する道路</td><td colspan="3">ほ場への通作、営農資材の搬入、ほ場からの農産物搬出、農産物の収穫、防除作業等の農業生産活動に主に利用される農道</td></tr><tr><th>幹線農道</th><th>支線農道</th><th>耕作道</th></tr><tr><td>集落とほ場、ほ場とほ場、ほ場と集出荷施設等を結ぶ主要な道路</td><td>幹線農道から分岐し、ほ区又は耕区に連絡する農道</td><td>耕区の境界部又は耕区内に設けられる農道</td></tr></table> 主に広域農道、農免農道で整備 主に一般農道で整備 ほ場整備で実施（基盤整備促進事業など） ※「ほ区」＝周囲を農道及び水路によって囲まれた区画 「耕区」＝ほ区を畦畔によって細分化した区画 ■ 農道整備事業、一般道路事業の対比 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="3">農道整備事業</th><th colspan="2">一般道路事業</th></tr><tr><th>広域農道</th><th>農免農道</th><th>一般農道</th><th>県道</th><th>市町村道</th></tr><tr><td>事業目的</td><td colspan="3">①農業の生産性の向上 ②農産物流通の合理化 ③農業生産の近代化</td><td colspan="2">①道路網の整備 ②交通の発達に寄与</td></tr><tr><td>事業概要</td><td>広域営農団地整備計画に位置付けられた基幹的農道</td><td>農業用の揮発油税額相当の財源で整備する基幹的農道</td><td>ほ場整備で造成された農道を結ぶ幹線農道</td><td>地方的な幹線道路網の整備</td><td>市町村の区域内に存する道路の整備</td></tr><tr><td>事業主体</td><td>県</td><td>県、市町村 土地改良区</td><td>県</td><td>県</td><td>市町村</td></tr><tr><td>主な採択要件</td><td>受益面積 1,000ha 以上 幅員 5 m 以上 延長 10 km 以上 工期 9年 以内</td><td>受益面積 50ha 以上 幅員 4 m 以上 総事業費 1億円以上 工期 6年以内</td><td>受益面積 50ha 以上 幅員 4.5 m 以上 延長 1 km 以上 工期 6年以内</td><td>一次改良の場合 総事業費 5億円以上 日交通量1,500台以上 工期 7年以内</td><td>一次改良の場合 総事業費 5億円以上 工期 7年以内</td></tr><tr><td>整備後の維持管理</td><td>県 ※市町村に譲与又は管理委託</td><td>各事業主体 ※県整備の場合、市町村に譲与又は管理委託</td><td>県 ※市町村に譲与又は管理委託</td><td>県</td><td>市町村</td></tr></table> ■生産基盤や生活環境整備について、基礎的自治体が企画立案から整備後の管理まで一貫して行うことができる仕組みづくりが必要ではないか ○農免農道や一般農道は、合併後の基礎的自治体の区域内で事業効果が発揮される事業といえるのではないかと ○広域農道には、合併後の基礎的自治体の区域を越えるものも考えられるが、事業効果は地元自治体の区域の中にとどまるのではないかと	基幹的農道	地域内農道			農業生産、農産物流通の農業用利用を主体とし併せて農村地域の社会生活活動にも利用される農道 ⇒営農団地間を結ぶ道路 ⇒集出荷施設等と一般道路等を連結する道路	ほ場への通作、営農資材の搬入、ほ場からの農産物搬出、農産物の収穫、防除作業等の農業生産活動に主に利用される農道			幹線農道	支線農道	耕作道	集落とほ場、ほ場とほ場、ほ場と集出荷施設等を結ぶ主要な道路	幹線農道から分岐し、ほ区又は耕区に連絡する農道	耕区の境界部又は耕区内に設けられる農道	区 分	農道整備事業			一般道路事業		広域農道	農免農道	一般農道	県道	市町村道	事業目的	①農業の生産性の向上 ②農産物流通の合理化 ③農業生産の近代化			①道路網の整備 ②交通の発達に寄与		事業概要	広域営農団地整備計画に位置付けられた基幹的農道	農業用の揮発油税額相当の財源で整備する基幹的農道	ほ場整備で造成された農道を結ぶ幹線農道	地方的な幹線道路網の整備	市町村の区域内に存する道路の整備	事業主体	県	県、市町村 土地改良区	県	県	市町村	主な採択要件	受益面積 1,000ha 以上 幅員 5 m 以上 延長 10 km 以上 工期 9年 以内	受益面積 50ha 以上 幅員 4 m 以上 総事業費 1億円以上 工期 6年以内	受益面積 50ha 以上 幅員 4.5 m 以上 延長 1 km 以上 工期 6年以内	一次改良の場合 総事業費 5億円以上 日交通量1,500台以上 工期 7年以内	一次改良の場合 総事業費 5億円以上 工期 7年以内	整備後の維持管理	県 ※市町村に譲与又は管理委託	各事業主体 ※県整備の場合、市町村に譲与又は管理委託	県 ※市町村に譲与又は管理委託	県	市町村
基幹的農道	地域内農道																																																								
農業生産、農産物流通の農業用利用を主体とし併せて農村地域の社会生活活動にも利用される農道 ⇒営農団地間を結ぶ道路 ⇒集出荷施設等と一般道路等を連結する道路	ほ場への通作、営農資材の搬入、ほ場からの農産物搬出、農産物の収穫、防除作業等の農業生産活動に主に利用される農道																																																								
	幹線農道	支線農道	耕作道																																																						
	集落とほ場、ほ場とほ場、ほ場と集出荷施設等を結ぶ主要な道路	幹線農道から分岐し、ほ区又は耕区に連絡する農道	耕区の境界部又は耕区内に設けられる農道																																																						
区 分	農道整備事業			一般道路事業																																																					
	広域農道	農免農道	一般農道	県道	市町村道																																																				
事業目的	①農業の生産性の向上 ②農産物流通の合理化 ③農業生産の近代化			①道路網の整備 ②交通の発達に寄与																																																					
事業概要	広域営農団地整備計画に位置付けられた基幹的農道	農業用の揮発油税額相当の財源で整備する基幹的農道	ほ場整備で造成された農道を結ぶ幹線農道	地方的な幹線道路網の整備	市町村の区域内に存する道路の整備																																																				
事業主体	県	県、市町村 土地改良区	県	県	市町村																																																				
主な採択要件	受益面積 1,000ha 以上 幅員 5 m 以上 延長 10 km 以上 工期 9年 以内	受益面積 50ha 以上 幅員 4 m 以上 総事業費 1億円以上 工期 6年以内	受益面積 50ha 以上 幅員 4.5 m 以上 延長 1 km 以上 工期 6年以内	一次改良の場合 総事業費 5億円以上 日交通量1,500台以上 工期 7年以内	一次改良の場合 総事業費 5億円以上 工期 7年以内																																																				
整備後の維持管理	県 ※市町村に譲与又は管理委託	各事業主体 ※県整備の場合、市町村に譲与又は管理委託	県 ※市町村に譲与又は管理委託	県	市町村																																																				

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事務事業の概要	論点の内容																																																																												
14-2	農林水産業関係の基盤整備のあり方 【漁港整備】	■ 漁港の種類 漁港の指定は国の直接執行事務とされていたが、「漁港法」改正により利用範囲に応じ次に区分され（H12年度）、「漁港漁場整備法」（H13年度制定）に踏襲されている（第1種及び第2種漁港指定は自治事務）。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>意義</th><th>指定権限</th><th>県内指定状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種漁港</td><td>利用範囲が地元の漁業を主とするもの</td><td>市町村長</td><td>27</td></tr> <tr> <td>第2種漁港</td><td>利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの</td><td>知事</td><td>18</td></tr> <tr> <td>第3種漁港</td><td>利用範囲が全国的なもの</td><td>大臣</td><td>1</td></tr> <tr> <td>第4種漁港</td><td>離島及びその周辺にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの</td><td>大臣</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table> ■ 漁港の整備と管理 (1) 漁港整備については、漁港・漁場の一体的な基盤整備事業、集落排水等を行う漁業集落の環境整備事業、漁港区域内の海岸保全施設整備事業等がある（資料1参照）。 (2) 漁港管理については、第1種漁港は市町が、第3種漁港（草津漁港）と第2種漁港は県が維持・管理する。第2種漁港の管理については、①県と市町で事務委託規約を締結し、市町が施設使用料を財源に管理と小規模修繕を行うもの ②県が直営で管理するもの がある。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>合併後</th><th>第1種漁港（市町長管理）</th><th>市町へ管理委託する第2種漁港</th><th>県が直接管理する第2種漁港</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大竹</td><td>—</td><td>玖波（大竹市）、阿多田（大竹市）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>大野</td><td>—</td><td>塩屋（大野町）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>廿日市</td><td>上ノ浜、梅原、丸石</td><td>地御前（廿日市市）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>広島</td><td>五日市</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>江能4町</td><td>世上（江田島）</td><td>柿浦（大柿町）、畑（沖美町）</td><td>美能（沖美）、深江（大柿町）</td></tr> <tr> <td>呉</td><td>大屋、情島、大地蔵、原田原（音戸町）長谷（倉橋町）</td><td>倉橋（倉橋町） 豊島（豊町、豊浜町）</td><td>音戸（音戸町）安浦（安浦町）</td></tr> <tr> <td>東広島</td><td>大芝北・大芝南（安芸津町）</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>竹原</td><td>長浜、吉名</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>大崎上島</td><td>—</td><td>沖浦（大崎上島町）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>三原</td><td>能地、須波</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>尾道</td><td>大町、串浜、海老、泊、干汐・立花（向島町）</td><td>吉和</td><td>—</td></tr> <tr> <td>因島</td><td>西浦、鏡浦</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>福山</td><td>水呑、田尻</td><td>横田（福山市）、箱崎（福山市）</td><td>平、走</td></tr> </tbody> </table> ※ で囲った漁港は、H13年度に第1種に指定替えを行った。	種類	意義	指定権限	県内指定状況	第1種漁港	利用範囲が地元の漁業を主とするもの	市町村長	27	第2種漁港	利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの	知事	18	第3種漁港	利用範囲が全国的なもの	大臣	1	第4種漁港	離島及びその周辺にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの	大臣	なし	合併後	第1種漁港（市町長管理）	市町へ管理委託する第2種漁港	県が直接管理する第2種漁港	大竹	—	玖波（大竹市）、阿多田（大竹市）	—	大野	—	塩屋（大野町）	—	廿日市	上ノ浜、梅原、丸石	地御前（廿日市市）	—	広島	五日市	—	—	江能4町	世上（江田島）	柿浦（大柿町）、畑（沖美町）	美能（沖美）、深江（大柿町）	呉	大屋、情島、大地蔵、原田原（音戸町）長谷（倉橋町）	倉橋（倉橋町） 豊島（豊町、豊浜町）	音戸（音戸町）安浦（安浦町）	東広島	大芝北・大芝南（安芸津町）	—	—	竹原	長浜、吉名	—	—	大崎上島	—	沖浦（大崎上島町）	—	三原	能地、須波	—	—	尾道	大町、串浜、海老、泊、干汐・立花（向島町）	吉和	—	因島	西浦、鏡浦	—	—	福山	水呑、田尻	横田（福山市）、箱崎（福山市）	平、走	■ 漁港の利用範囲の実態を踏まえ、施設整備や維持管理のあり方を検討 ・現在、利用範囲により管理者が区分されるが、市町村合併による能力の拡充を踏まえ、基礎的自治体による整備・管理を検討すべきではないか ・漁村の生活環境整備に関する事業は住民に身近な基礎的自治体の役割ではないか
種類	意義	指定権限	県内指定状況																																																																												
第1種漁港	利用範囲が地元の漁業を主とするもの	市町村長	27																																																																												
第2種漁港	利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの	知事	18																																																																												
第3種漁港	利用範囲が全国的なもの	大臣	1																																																																												
第4種漁港	離島及びその周辺にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの	大臣	なし																																																																												
合併後	第1種漁港（市町長管理）	市町へ管理委託する第2種漁港	県が直接管理する第2種漁港																																																																												
大竹	—	玖波（大竹市）、阿多田（大竹市）	—																																																																												
大野	—	塩屋（大野町）	—																																																																												
廿日市	上ノ浜、梅原、丸石	地御前（廿日市市）	—																																																																												
広島	五日市	—	—																																																																												
江能4町	世上（江田島）	柿浦（大柿町）、畑（沖美町）	美能（沖美）、深江（大柿町）																																																																												
呉	大屋、情島、大地蔵、原田原（音戸町）長谷（倉橋町）	倉橋（倉橋町） 豊島（豊町、豊浜町）	音戸（音戸町）安浦（安浦町）																																																																												
東広島	大芝北・大芝南（安芸津町）	—	—																																																																												
竹原	長浜、吉名	—	—																																																																												
大崎上島	—	沖浦（大崎上島町）	—																																																																												
三原	能地、須波	—	—																																																																												
尾道	大町、串浜、海老、泊、干汐・立花（向島町）	吉和	—																																																																												
因島	西浦、鏡浦	—	—																																																																												
福山	水呑、田尻	横田（福山市）、箱崎（福山市）	平、走																																																																												

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事 務 事 業 の 概 要	論点の内容																																		
14-3	農林水産業関係の基盤整備のあり方 【森林整備】	■ 保安林制度及び林地開発許可制度 国有林においては大臣が保安林の指定・解除を行い、国有林以外の森林（民有林）に対する指定・解除は大臣又は知事が行う。また、保安林以外の民有林に対して知事が開発行為を許可する。国有林を除く許認可制度の概要は以下のとおり <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">保 安 林 制 度（森林法第25条）</th><th>林地開発許可制度（森林法10条の2）</th></tr><tr><td>趣 旨</td><td colspan="2">○水源涵養、土砂崩壊防備等のため、大臣又は知事が指定する。 ○土地の形質変更や伐採の制限、伐採跡地への植栽義務が課される。</td><td>保安林以外の森林が持つ水源涵養機能等の保護</td></tr><tr><td rowspan="3">指定・解除等</td><td colspan="2"><u>流域保全保安林（第1項第1号～3号）</u> ①水源涵養保安林 ②土砂流出防備保安林 ③土砂崩壊保安林</td><td rowspan="3">知事がたてた「地域森林計画」対象民有林における土地の形質を変更する行為で、次の規模を超えるもの ①道路新設等 ～面積1ha超で、幅員3m超 ②その他の行為 ～面積1ha超</td></tr><tr><td>重要流域</td><td>その他の流域</td></tr><tr><td>大 臣</td><td>知事(法定受託)</td></tr></table> 知事（自治事務） ■ 治山事業 保安林指定を受けた森林区域において、治山ダム設置や山腹の植栽・保護工事等が実施される。砂防事業は溪流における土砂調整など治水上の砂防を目的とし、治山事業は溪流を含む森林全体の機能の維持・保全のため造林等森林整備事業と一体的実施 <table><tr><th>機能区分</th><th>主な事業名</th><th>事 業 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">【水土保全】 水土保全機能の高い森林整備のため、荒廃林地の復旧や整備を図る。</td><td>水土保全治山事業</td><td>総合的な山地災害危険地対策を緊急に実施することにより、山崩れ、土石流、泥石流等の山地災害を未然に防止し、これらの災害から人家、公共施設等を保護</td></tr><tr><td>防災林造成事業</td><td>災害跡地等において防災林を造成することにより、なだれや土砂の流出を防止、軽減し、これらの災害から人家、道路・学校等の公共施設、農地等を保護</td></tr><tr><td>水源地域整備事業</td><td>重要な水源地域の森林について、水源かん養機能の高度発揮と土砂流出防止機能の向上等を図るため多様な森林整備を面的・総合的に推進</td></tr><tr><td>【共生林】 環境や景観保全とともに防災機能を持つ森林を整備</td><td>共生保安林整備事業</td><td>市街地周辺、自然環境が優れた地域において、森林の造成改良整備、荒廃山地の復旧整備等を行うことにより、森林による緑豊かな生活環境・自然環境の保全・創出を図る。</td></tr><tr><td rowspan="2">【共 通】 上の区分に関わらず災害発生に応じた事業、治山事業施行地の適正管理を実施</td><td>山地治山事業</td><td>荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防等により、山崩れ、土石流等の山地災害や洪水を防止軽減し、人家、道路・学校等公共施設、農地等を保護</td></tr><tr><td>保安林整備事業</td><td>被災保安林、劣悪保安林の復旧整備、機能低位な保安林の保育等により、水源かん養機能、土砂流出・崩壊防備機能等の保安林機能の回復、高度発揮</td></tr></table>	区 分	保 安 林 制 度（森林法第25条）		林地開発許可制度（森林法10条の2）	趣 旨	○水源涵養、土砂崩壊防備等のため、大臣又は知事が指定する。 ○土地の形質変更や伐採の制限、伐採跡地への植栽義務が課される。		保安林以外の森林が持つ水源涵養機能等の保護	指定・解除等	<u>流域保全保安林（第1項第1号～3号）</u> ①水源涵養保安林 ②土砂流出防備保安林 ③土砂崩壊保安林		知事がたてた「地域森林計画」対象民有林における土地の形質を変更する行為で、次の規模を超えるもの ①道路新設等 ～面積1ha超で、幅員3m超 ②その他の行為 ～面積1ha超	重要流域	その他の流域	大 臣	知事(法定受託)	機能区分	主な事業名	事 業 内 容	【水土保全】 水土保全機能の高い森林整備のため、荒廃林地の復旧や整備を図る。	水土保全治山事業	総合的な山地災害危険地対策を緊急に実施することにより、山崩れ、土石流、泥石流等の山地災害を未然に防止し、これらの災害から人家、公共施設等を保護	防災林造成事業	災害跡地等において防災林を造成することにより、なだれや土砂の流出を防止、軽減し、これらの災害から人家、道路・学校等の公共施設、農地等を保護	水源地域整備事業	重要な水源地域の森林について、水源かん養機能の高度発揮と土砂流出防止機能の向上等を図るため多様な森林整備を面的・総合的に推進	【共生林】 環境や景観保全とともに防災機能を持つ森林を整備	共生保安林整備事業	市街地周辺、自然環境が優れた地域において、森林の造成改良整備、荒廃山地の復旧整備等を行うことにより、森林による緑豊かな生活環境・自然環境の保全・創出を図る。	【共 通】 上の区分に関わらず災害発生に応じた事業、治山事業施行地の適正管理を実施	山地治山事業	荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防等により、山崩れ、土石流等の山地災害や洪水を防止軽減し、人家、道路・学校等公共施設、農地等を保護	保安林整備事業	被災保安林、劣悪保安林の復旧整備、機能低位な保安林の保育等により、水源かん養機能、土砂流出・崩壊防備機能等の保安林機能の回復、高度発揮	■基礎的自治体の広域化に伴い、具体の保安林指定区域は、その区域に含まれ、指定・解除権限から事業実施まで基礎的自治体による実施を検討
区 分	保 安 林 制 度（森林法第25条）		林地開発許可制度（森林法10条の2）																																		
趣 旨	○水源涵養、土砂崩壊防備等のため、大臣又は知事が指定する。 ○土地の形質変更や伐採の制限、伐採跡地への植栽義務が課される。		保安林以外の森林が持つ水源涵養機能等の保護																																		
指定・解除等	<u>流域保全保安林（第1項第1号～3号）</u> ①水源涵養保安林 ②土砂流出防備保安林 ③土砂崩壊保安林		知事がたてた「地域森林計画」対象民有林における土地の形質を変更する行為で、次の規模を超えるもの ①道路新設等 ～面積1ha超で、幅員3m超 ②その他の行為 ～面積1ha超																																		
	重要流域	その他の流域																																			
	大 臣	知事(法定受託)																																			
機能区分	主な事業名	事 業 内 容																																			
【水土保全】 水土保全機能の高い森林整備のため、荒廃林地の復旧や整備を図る。	水土保全治山事業	総合的な山地災害危険地対策を緊急に実施することにより、山崩れ、土石流、泥石流等の山地災害を未然に防止し、これらの災害から人家、公共施設等を保護																																			
	防災林造成事業	災害跡地等において防災林を造成することにより、なだれや土砂の流出を防止、軽減し、これらの災害から人家、道路・学校等の公共施設、農地等を保護																																			
	水源地域整備事業	重要な水源地域の森林について、水源かん養機能の高度発揮と土砂流出防止機能の向上等を図るため多様な森林整備を面的・総合的に推進																																			
【共生林】 環境や景観保全とともに防災機能を持つ森林を整備	共生保安林整備事業	市街地周辺、自然環境が優れた地域において、森林の造成改良整備、荒廃山地の復旧整備等を行うことにより、森林による緑豊かな生活環境・自然環境の保全・創出を図る。																																			
【共 通】 上の区分に関わらず災害発生に応じた事業、治山事業施行地の適正管理を実施	山地治山事業	荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防等により、山崩れ、土石流等の山地災害や洪水を防止軽減し、人家、道路・学校等公共施設、農地等を保護																																			
	保安林整備事業	被災保安林、劣悪保安林の復旧整備、機能低位な保安林の保育等により、水源かん養機能、土砂流出・崩壊防備機能等の保安林機能の回復、高度発揮																																			

分権改革推進に関する主要課題

【分野：土木建築部】

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要	主 な 論 点																																																
15	土木建築部関係の基盤整備のあり方	■ 道路の種類 ○ 道路法上の道路とは、一般交通の用に供する道で、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道の4種類を指す。 都道府県道は、主要地方道と一般県道に分かれるが、主要地方道の定義は法律上は存在しない。主要地方道は1～2桁の路線番号、一般県道は3桁の路線番号がほとんどであるが、路線番号の振り方は都道府県によって違う。 ■ 道路の管理 ○ 県内の道路管理者は、次のとおり。 <table><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>路線の指定又は認定の権限</th><th>道路管理者</th><th>路線数</th><th>実延長(km)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">高速自動車国道</td><td>内 閣</td><td>日本道路公団</td><td>3</td><td>302</td></tr><tr><td rowspan="4">一般国道</td><td>本州四国連絡道路</td><td>内 閣</td><td>本 州 四 国 連 絡 橋 公 団</td><td rowspan="4">20</td><td rowspan="4">1,438</td></tr><tr><td>指定区間</td><td>内 閣</td><td>国土交通大臣</td></tr><tr><td>指定区間外(広島市区域外)</td><td>内 閣</td><td>県</td></tr><tr><td>指定区間外(広島市区域内)</td><td>内 閣</td><td>広 島 市</td></tr><tr><td rowspan="2">県道</td><td>広島市区域外</td><td>知 事</td><td>県</td><td rowspan="2">365</td><td rowspan="2">3,626</td></tr><tr><td>広島市区域内</td><td>知 事</td><td>広 島 市</td></tr><tr><td colspan="2">市町村道</td><td>市町村長</td><td>市 町 村</td><td>57,006</td><td>22,379</td></tr><tr><td colspan="4">合計</td><td>57,394</td><td>27,746</td></tr></tbody></table>	区 分		路線の指定又は認定の権限	道路管理者	路線数	実延長(km)	高速自動車国道		内 閣	日本道路公団	3	302	一般国道	本州四国連絡道路	内 閣	本 州 四 国 連 絡 橋 公 団	20	1,438	指定区間	内 閣	国土交通大臣	指定区間外(広島市区域外)	内 閣	県	指定区間外(広島市区域内)	内 閣	広 島 市	県道	広島市区域外	知 事	県	365	3,626	広島市区域内	知 事	広 島 市	市町村道		市町村長	市 町 村	57,006	22,379	合計				57,394	27,746	■ 道路の整備・管理 ○ 道路利用者及び地域住民の視点から、今後の整備のあり方を検討 ○ 円滑な交通、物流の効率化、ライフラインの安定確保の観点から、道路ネットワークの整備・管理のあり方について、国、県、基礎的自治体の役割分担を検討 ◎ 国が管理している一般国道のうち、県内完結道路（国道31号及び185号）については、県で管理できないか。 ◎ 県が管理している一般国道及び県道のうち、一つの基礎的自治体で完結する道路については、まちづくりの視点からも、当該市町へ維持修繕や改良を含めて管理委託（将来的には市・町道への移譲）できないか。
区 分		路線の指定又は認定の権限	道路管理者	路線数	実延長(km)																																														
高速自動車国道		内 閣	日本道路公団	3	302																																														
一般国道	本州四国連絡道路	内 閣	本 州 四 国 連 絡 橋 公 団	20	1,438																																														
	指定区間	内 閣	国土交通大臣																																																
	指定区間外(広島市区域外)	内 閣	県																																																
	指定区間外(広島市区域内)	内 閣	広 島 市																																																
県道	広島市区域外	知 事	県	365	3,626																																														
	広島市区域内	知 事	広 島 市																																																
市町村道		市町村長	市 町 村	57,006	22,379																																														
合計				57,394	27,746																																														

分権改革推進に関する主要課題

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要				主 な 論 点																																										
15 続き	土木建築部関係 の基盤整備のあり方	■ 港湾の種類 ○ 港湾法による分類は次のとおり。 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>概 要</th><th>全国</th><th>うち 県内</th></tr></thead><tbody><tr><td>重 要 港 湾</td><td>国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の、国の利害に重大な関係を有する港湾で、政令で定めるもの。</td><td>106</td><td>3</td></tr><tr><td>特定重要港湾</td><td>重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で、政令で定めるもの。</td><td>22</td><td>1</td></tr><tr><td>地 方 港 湾</td><td>重要港湾以外の港湾をいう。</td><td>892</td><td>40</td></tr></tbody></table> ■ 港湾の管理 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>県管理</th><th>市町管理</th><th>計</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>特定重要港湾</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>広島港（平成4年昇格）</td></tr><tr><td>重 要 港 湾</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>尾道糸崎港，福山港，呉港</td></tr><tr><td>地 方 港 湾</td><td>26</td><td>14</td><td>40</td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>29</td><td>15</td><td>44</td><td></td></tr></tbody></table> ※ 県管理の全地方港湾の維持管理は、関係市町へ委託済				区 分	概 要	全国	うち 県内	重 要 港 湾	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の、国の利害に重大な関係を有する港湾で、政令で定めるもの。	106	3	特定重要港湾	重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で、政令で定めるもの。	22	1	地 方 港 湾	重要港湾以外の港湾をいう。	892	40	区 分	県管理	市町管理	計	備 考	特定重要港湾	1	0	1	広島港（平成4年昇格）	重 要 港 湾	2	1	3	尾道糸崎港，福山港，呉港	地 方 港 湾	26	14	40		合 計	29	15	44		■ 地方港湾の整備・管理 ○ 地域の交通やまちづくりの観点から、基礎的自治体の総合的な整備・管理への関与のあり方について検討 ◎ 市町村合併後、地方港湾のうち、受益範囲が当該自治体内に留まるものについては、当該自治体へ移管できないか。	
		区 分	概 要	全国	うち 県内																																											
重 要 港 湾	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の、国の利害に重大な関係を有する港湾で、政令で定めるもの。	106	3																																													
特定重要港湾	重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で、政令で定めるもの。	22	1																																													
地 方 港 湾	重要港湾以外の港湾をいう。	892	40																																													
区 分	県管理	市町管理	計	備 考																																												
特定重要港湾	1	0	1	広島港（平成4年昇格）																																												
重 要 港 湾	2	1	3	尾道糸崎港，福山港，呉港																																												
地 方 港 湾	26	14	40																																													
合 計	29	15	44																																													

分権改革推進に関する主要課題

【分野：土木建築部】

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要	主 な 論 点																																																																																						
15 続き	土木建築部関係 の基盤整備のあり方	■ 河川の種類 ○ 河川法において河川とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含む。このほか、市長村長が指定し河川法上の二級河川に関する規定が準用される河川として、準用河川がある。これ以外の、河川法に基づいて指定されない河川（公共の水流、水面）を、一般的に普通河川と称している。 ○ 一つの水系に属する河川は、一級河川、二級河川のいずれか一つであって、一水系に一級河川、二級河川が同時に存することはない。準用河川は、いずれの水系の河川でも指定できる。 ■ 河川の管理 ○ 河川の管理は、原則として一級河川は国土交通大臣、二級河川は都道府県知事が行う。準用河川の管理は市町村長が行う。普通河川の管理は、本県においては普通河川等保全条例により、一部を除いて市町村長に委任している。 <table><tr><th>区 分</th><th>指定権者</th><th>管理者</th><th>河川数</th><th>流路延長(km)</th></tr><tr><td>一級河川（指定区間外）</td><td>国土交通大臣</td><td>国土交通大臣</td><td rowspan="2">368</td><td rowspan="2">2,443</td></tr><tr><td>一級河川（指定区間）</td><td>国土交通大臣</td><td>知事</td></tr><tr><td>二級河川</td><td>知事</td><td>知事</td><td>137</td><td>634</td></tr><tr><td>準用河川</td><td>市町村長</td><td>市町村</td><td>195</td><td>182</td></tr><tr><td>普通河川</td><td></td><td>市町村</td><td></td><td></td></tr></table> ■ 砂防指定地等の管理 ○ 区域の管理区分 <table><tr><th>区 分</th><th>指定権者</th><th>管理者</th></tr><tr><td>砂防指定地</td><td>国土交通大臣</td><td>知 事</td></tr><tr><td>地すべり防止区域</td><td>国土交通大臣</td><td>知 事</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊危険区域</td><td>知 事</td><td>知 事</td></tr><tr><td>土砂災害警戒区域</td><td rowspan="2">知 事</td><td rowspan="2">知 事</td></tr><tr><td>土砂災害特別警戒区域</td></tr></table> ○ 全国土砂災害危険箇所数（平成5年調査） <table><tr><th>順位</th><th colspan="2">土石流危険溪流</th><th colspan="2">地すべり危険箇所</th><th colspan="2">急傾斜地崩壊危険箇所</th></tr><tr><td>1</td><td>広 島 県</td><td>4,930</td><td>長 野 県</td><td>1,241</td><td>広 島 県</td><td>5,960</td></tr><tr><td>2</td><td>兵 庫 県</td><td>3,784</td><td>長 崎 県</td><td>1,169</td><td>長 崎 県</td><td>4,844</td></tr><tr><td>3</td><td>長 野 県</td><td>3,403</td><td>新 潟 県</td><td>860</td><td>高 知 県</td><td>3,723</td></tr><tr><td>40</td><td></td><td></td><td>広 島 県</td><td>80</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">全 国 計</td><td>79,318</td><td></td><td>11,288</td><td></td><td>86,651</td></tr></table>	区 分	指定権者	管理者	河川数	流路延長(km)	一級河川（指定区間外）	国土交通大臣	国土交通大臣	368	2,443	一級河川（指定区間）	国土交通大臣	知事	二級河川	知事	知事	137	634	準用河川	市町村長	市町村	195	182	普通河川		市町村			区 分	指定権者	管理者	砂防指定地	国土交通大臣	知 事	地すべり防止区域	国土交通大臣	知 事	急傾斜地崩壊危険区域	知 事	知 事	土砂災害警戒区域	知 事	知 事	土砂災害特別警戒区域	順位	土石流危険溪流		地すべり危険箇所		急傾斜地崩壊危険箇所		1	広 島 県	4,930	長 野 県	1,241	広 島 県	5,960	2	兵 庫 県	3,784	長 崎 県	1,169	長 崎 県	4,844	3	長 野 県	3,403	新 潟 県	860	高 知 県	3,723	40			広 島 県	80			全 国 計		79,318		11,288		86,651	■ 河川、砂防等の整備・管理 ○ 安全な生活を確保する観点から、河川、海岸、土砂災害防止等の整備・管理のあり方について、国、県、基礎的自治体の役割分担を検討 ◎ 国管理の一級河川を県で管理できないか。 ◎ 県管理の一級河川及び二級河川の管理について、改修工事を含めて基礎的自治体で実施できないか。 ◎ 砂防、地すべり、急傾斜地の整備・管理について、まちづくりと防災対策の一体性の観点から、基礎的自治体で実施できないか。
区 分	指定権者	管理者	河川数	流路延長(km)																																																																																					
一級河川（指定区間外）	国土交通大臣	国土交通大臣	368	2,443																																																																																					
一級河川（指定区間）	国土交通大臣	知事																																																																																							
二級河川	知事	知事	137	634																																																																																					
準用河川	市町村長	市町村	195	182																																																																																					
普通河川		市町村																																																																																							
区 分	指定権者	管理者																																																																																							
砂防指定地	国土交通大臣	知 事																																																																																							
地すべり防止区域	国土交通大臣	知 事																																																																																							
急傾斜地崩壊危険区域	知 事	知 事																																																																																							
土砂災害警戒区域	知 事	知 事																																																																																							
土砂災害特別警戒区域																																																																																									
順位	土石流危険溪流		地すべり危険箇所		急傾斜地崩壊危険箇所																																																																																				
1	広 島 県	4,930	長 野 県	1,241	広 島 県	5,960																																																																																			
2	兵 庫 県	3,784	長 崎 県	1,169	長 崎 県	4,844																																																																																			
3	長 野 県	3,403	新 潟 県	860	高 知 県	3,723																																																																																			
40			広 島 県	80																																																																																					
全 国 計		79,318		11,288		86,651																																																																																			

分権改革推進に関する主要課題

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要	主 な 論 点																																																													
16	都市・建築行政のあり方	■ 都市計画 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設及び市街地開発事業等に関する計画。一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を、各都道府県が都市計画区域に指定する（県内 27 区域）。 <table><tr><th>マスタープラン</th><th>土地利用</th><th>都市施設</th></tr><tr><td>(都道府県策定) 整備、開発及び保全の方針</td><td>区域区分 市街化区域と市街化調整区域の線引き</td><td>都市計画によって作られる各種公共施設</td></tr><tr><td>(市町村策定) 都市計画に関する基本的な方針</td><td>地域地区 ・用途地域(12 種類) ・その他の地域地区</td><td>市街地開発事業 ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 など</td></tr><tr><td></td><td>促進区域など</td><td>地区計画等 比較的小規模な地区を単位に、きめ細かく定める計画</td></tr></table> ■ 県営住宅 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">累計戸数（S23～H14）</th><th colspan="2">15 年度着工予定戸数</th></tr><tr><th>公営住宅</th><th>特 優 賃</th><th>公営住宅</th><th>特 優 賃</th></tr><tr><td>県 営</td><td>21,659</td><td>121</td><td>81</td><td>0</td></tr><tr><td>市町村営</td><td>41,398</td><td>1,052</td><td>44</td><td>51</td></tr><tr><td>合 計</td><td>63,057</td><td>1,173</td><td>125</td><td>51</td></tr></table> ※ 特優賃は、特定優良賃貸住宅で、中堅所得者等の居住の用に供する。 ■ 都市公園 <table><tr><th>公園名</th><th>事業主体</th><th>所在地</th><th>面積(ha)</th><th>進捗率(%)</th></tr><tr><td>びんご運動公園</td><td>県</td><td>尾道市</td><td>87.6</td><td>100</td></tr><tr><td>みよし公園</td><td>県</td><td>三次市</td><td>52.8</td><td>100</td></tr><tr><td>県民公園</td><td>県</td><td>世羅町</td><td>64.2</td><td>7</td></tr><tr><td>国営備北丘陵公園</td><td>国</td><td>庄原市</td><td>340.2</td><td>76</td></tr></table>	マスタープラン	土地利用	都市施設	(都道府県策定) 整備、開発及び保全の方針	区域区分 市街化区域と市街化調整区域の線引き	都市計画によって作られる各種公共施設	(市町村策定) 都市計画に関する基本的な方針	地域地区 ・用途地域(12 種類) ・その他の地域地区	市街地開発事業 ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 など		促進区域など	地区計画等 比較的小規模な地区を単位に、きめ細かく定める計画		累計戸数（S23～H14）		15 年度着工予定戸数		公営住宅	特 優 賃	公営住宅	特 優 賃	県 営	21,659	121	81	0	市町村営	41,398	1,052	44	51	合 計	63,057	1,173	125	51	公園名	事業主体	所在地	面積(ha)	進捗率(%)	びんご運動公園	県	尾道市	87.6	100	みよし公園	県	三次市	52.8	100	県民公園	県	世羅町	64.2	7	国営備北丘陵公園	国	庄原市	340.2	76	■ 許認可事務 ○ 開発行為の許可、宅地造成事務、建築確認等の許認可のうち、地域の自主性を尊重したまちづくりを進める上で、基礎的自治体への移譲が必要な事務権限について検討。 ■ 県営住宅 ○ 既存の県営住宅については、民間委託を含めて管理のあり方を検討 ○ 新たな公営住宅の建設については、地域の自主性の観点から、県の関与のあり方を検討 ■ 都市公園 ○ 地域の主体的な管理運営のあり方を検討
マスタープラン	土地利用	都市施設																																																														
(都道府県策定) 整備、開発及び保全の方針	区域区分 市街化区域と市街化調整区域の線引き	都市計画によって作られる各種公共施設																																																														
(市町村策定) 都市計画に関する基本的な方針	地域地区 ・用途地域(12 種類) ・その他の地域地区	市街地開発事業 ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 など																																																														
	促進区域など	地区計画等 比較的小規模な地区を単位に、きめ細かく定める計画																																																														
	累計戸数（S23～H14）		15 年度着工予定戸数																																																													
	公営住宅	特 優 賃	公営住宅	特 優 賃																																																												
県 営	21,659	121	81	0																																																												
市町村営	41,398	1,052	44	51																																																												
合 計	63,057	1,173	125	51																																																												
公園名	事業主体	所在地	面積(ha)	進捗率(%)																																																												
びんご運動公園	県	尾道市	87.6	100																																																												
みよし公園	県	三次市	52.8	100																																																												
県民公園	県	世羅町	64.2	7																																																												
国営備北丘陵公園	国	庄原市	340.2	76																																																												

分権改革推進に関する主要課題

【分野：教育】

No	主要課題	事務事業の概要			主な論点																					
17	義務教育の在り方	<table><thead><tr><th></th><th>学級編制</th><th>教職員定数</th><th>義務教育費国庫負担</th></tr></thead><tbody><tr><td>国</td><td>学級編成の標準を定める（単式学級 40 人）</td><td>各都道府県ごとの総数について標準を定める</td><td>標準学級（40 人）に基づき算定される教職員数に係る給与費の 1/2 を負担</td></tr><tr><td>県</td><td>標準に基づき学級編制の基準を定める 都道府県教育委員会の判断により、国の標準を下回る基準を定めることは可能 （例：30 人学級など）</td><td>国の定める数を標準として都道府県内の総数及び市町村別、学校種類別の定数を定める。</td><td>市町村立小中学校等の教職員の給与費を負担（国が負担する 1/2 を除いた部分）</td></tr><tr><td>市町村</td><td>都道府県教育委員会の定める基準に従い学級編制を実施</td><td>市町村別、学校種類別の定数に対し意見を述べる。</td><td>※給与負担は政令指定都市分も都道府県が負担 ※政令指定都市以外の教職員の任命権は都道府県が有する。</td></tr></tbody></table>				学級編制	教職員定数	義務教育費国庫負担	国	学級編成の標準を定める（単式学級 40 人）	各都道府県ごとの総数について標準を定める	標準学級（40 人）に基づき算定される教職員数に係る給与費の 1/2 を負担	県	標準に基づき学級編制の基準を定める 都道府県教育委員会の判断により、国の標準を下回る基準を定めることは可能 （例：30 人学級など）	国の定める数を標準として都道府県内の総数及び市町村別、学校種類別の定数を定める。	市町村立小中学校等の教職員の給与費を負担（国が負担する 1/2 を除いた部分）	市町村	都道府県教育委員会の定める基準に従い学級編制を実施	市町村別、学校種類別の定数に対し意見を述べる。	※給与負担は政令指定都市分も都道府県が負担 ※政令指定都市以外の教職員の任命権は都道府県が有する。	■公立の小中学校については、市町村に設置義務があり管理運営を行っているが、学級編制はいわゆる「標準法」に基づき、全国一律に定められるとともに、この基準によって配置した教職員の給与費は県が支出し、その一部を国が負担する制度（義務教育費国庫負担金）になっている。 この制度によって、国民誰もが全国どこでも基礎的な資質を培うための義務教育を受けることが可能となっているが、設置管理者と費用負担者が一致していないことも一因となって、小規模校の統廃合が進まず、教育内容面の課題や非効率な学校運営が継続されているケースがある。さらに、少人数指導など地方の主体性に基づいて実施するための条件整備を進める上で、義務教育に要する経費の負担の在り方と本県が多く抱える小規模校の問題を併せて検討する必要がある。					
	学級編制	教職員定数	義務教育費国庫負担																							
国	学級編成の標準を定める（単式学級 40 人）	各都道府県ごとの総数について標準を定める	標準学級（40 人）に基づき算定される教職員数に係る給与費の 1/2 を負担																							
県	標準に基づき学級編制の基準を定める 都道府県教育委員会の判断により、国の標準を下回る基準を定めることは可能 （例：30 人学級など）	国の定める数を標準として都道府県内の総数及び市町村別、学校種類別の定数を定める。	市町村立小中学校等の教職員の給与費を負担（国が負担する 1/2 を除いた部分）																							
市町村	都道府県教育委員会の定める基準に従い学級編制を実施	市町村別、学校種類別の定数に対し意見を述べる。	※給与負担は政令指定都市分も都道府県が負担 ※政令指定都市以外の教職員の任命権は都道府県が有する。																							
県内の小中学校の状況（15 年度）																										
<table><thead><tr><th>区 分</th><th>児童生徒数</th><th>教職員数</th><th>学校数</th><th>うち 5 学級以下の小規模校</th></tr></thead><tbody><tr><td>小学校</td><td>164,507 人</td><td>10,680 人</td><td>602 校</td><td>139 校</td></tr><tr><td>中学校</td><td>77,032 人</td><td>5,580 人</td><td>253 校</td><td>77 校</td></tr><tr><td>計</td><td>241,539 人</td><td>16,260 人</td><td>855 校</td><td>216 校</td></tr></tbody></table>						区 分	児童生徒数	教職員数	学校数	うち 5 学級以下の小規模校	小学校	164,507 人	10,680 人	602 校	139 校	中学校	77,032 人	5,580 人	253 校	77 校	計	241,539 人	16,260 人	855 校	216 校	※小学校の場合複式学級を含むことになる。
区 分	児童生徒数	教職員数	学校数	うち 5 学級以下の小規模校																						
小学校	164,507 人	10,680 人	602 校	139 校																						
中学校	77,032 人	5,580 人	253 校	77 校																						
計	241,539 人	16,260 人	855 校	216 校																						

県内の小中学校の状況（15年度）

区分	児童生徒数	教職員数	学校数	うち5学級以下の小規模校
小学校	164,507 人	10,680 人	602 校	139 校
中学校	77,032 人	5,580 人	253 校	77 校
計	241,539 人	16,260 人	855 校	216 校

※小学校の場合複式学級を含むことになる。

分権改革推進に関する主要課題

【分野：教育】

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要	主 な 論 点																
18	生涯学習における県教育委員会の役割の整理	■生涯学習行政とは 人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択しできる生涯学習社会の実現のため、学校教育、社会教育、スポーツ、文化活動などを包括して多様な学習機会を総合的に振興していくこと ■生涯学習審議会 法により、生涯学習施策の総合的な推進及びスポーツ振興に関する重要事項を調査審議するため置くことができるとされている。(全国37都道府県が設置) ■生涯学習・社会教育に関する県教育委員会の施策 <table><tr><th colspan="2">豊かな心をはぐくむ教育の推進</th></tr><tr><td>・子育て学習の全県展開 ・子どもの読書活動推進事業 ・家庭教育推進事業</td><td>子育ての時期に応じた子育て講座の市町村助成 自主的な読書活動のためのフォーラム開催 家庭教育フォーラムの開催、子育て交流事業の市町村助成等</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">生涯学習を推進するシステムづくり</th></tr><tr><td>・生涯学習情報提供事業 ・図書館蔵書情報の提供事業 ・広島県学習機会提供事業 ・社会教育施設の運営 ・子ども放送局受信設備整備事業</td><td>「ひろしままなびネット」ホームページの運用等 蔵書情報サービス「来いぶらりネット」の運用等 大学連携講座、高等教育機関連携公開講座の運営 県立図書館、県立生涯学習センターの運営等 子ども放送局の受信設備の設置補助</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">生涯学習を支援する人づくり</th></tr><tr><td>・生涯学習指導者養成事業 ・NPOとの連携学習活動支援事業 ・社会教育関係団体事業助成</td><td>社会教育活動者等を対象とする指導者研修の実施 行政とNPOが連携し課題解決に取り組む市町村事業への助成 社会教育関係団体が実施する事業に対する助成</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">子どもたちの体験活動の充実</th></tr><tr><td>・子どもの体験活動・奉仕活動推進事業 ・青少年教育施設再編整備事業</td><td>体験活動・ボランティア活動支援センターの設置等 行政評価手法の導入、民間活力の導入</td></tr></table>	豊かな心をはぐくむ教育の推進		・子育て学習の全県展開 ・子どもの読書活動推進事業 ・家庭教育推進事業	子育ての時期に応じた子育て講座の市町村助成 自主的な読書活動のためのフォーラム開催 家庭教育フォーラムの開催、子育て交流事業の市町村助成等	生涯学習を推進するシステムづくり		・生涯学習情報提供事業 ・図書館蔵書情報の提供事業 ・広島県学習機会提供事業 ・社会教育施設の運営 ・子ども放送局受信設備整備事業	「ひろしままなびネット」ホームページの運用等 蔵書情報サービス「来いぶらりネット」の運用等 大学連携講座、高等教育機関連携公開講座の運営 県立図書館、県立生涯学習センターの運営等 子ども放送局の受信設備の設置補助	生涯学習を支援する人づくり		・生涯学習指導者養成事業 ・NPOとの連携学習活動支援事業 ・社会教育関係団体事業助成	社会教育活動者等を対象とする指導者研修の実施 行政とNPOが連携し課題解決に取り組む市町村事業への助成 社会教育関係団体が実施する事業に対する助成	子どもたちの体験活動の充実		・子どもの体験活動・奉仕活動推進事業 ・青少年教育施設再編整備事業	体験活動・ボランティア活動支援センターの設置等 行政評価手法の導入、民間活力の導入	■生涯学習については、地域の個性を生かすために、基礎的自治体や民間の自主的・主体的取組みにより行われるよう、県立の社会教育施設のあり方も含め、県の関与のあり方を検討。
豊かな心をはぐくむ教育の推進																			
・子育て学習の全県展開 ・子どもの読書活動推進事業 ・家庭教育推進事業	子育ての時期に応じた子育て講座の市町村助成 自主的な読書活動のためのフォーラム開催 家庭教育フォーラムの開催、子育て交流事業の市町村助成等																		
生涯学習を推進するシステムづくり																			
・生涯学習情報提供事業 ・図書館蔵書情報の提供事業 ・広島県学習機会提供事業 ・社会教育施設の運営 ・子ども放送局受信設備整備事業	「ひろしままなびネット」ホームページの運用等 蔵書情報サービス「来いぶらりネット」の運用等 大学連携講座、高等教育機関連携公開講座の運営 県立図書館、県立生涯学習センターの運営等 子ども放送局の受信設備の設置補助																		
生涯学習を支援する人づくり																			
・生涯学習指導者養成事業 ・NPOとの連携学習活動支援事業 ・社会教育関係団体事業助成	社会教育活動者等を対象とする指導者研修の実施 行政とNPOが連携し課題解決に取り組む市町村事業への助成 社会教育関係団体が実施する事業に対する助成																		
子どもたちの体験活動の充実																			
・子どもの体験活動・奉仕活動推進事業 ・青少年教育施設再編整備事業	体験活動・ボランティア活動支援センターの設置等 行政評価手法の導入、民間活力の導入																		

分権改革推進に係る主要論点

主 要 論 点	概 要	論 点 の 内 容																																																																																		
地域事務所のあり方	1 地域事務所の設置 地域の実情や市町村の意向などを踏まえた圏域ごとの地域発展プランの調整・推進などを通じて、地域の特性を活かした地域振興施策を総合的に展開するため、主要な地方機関である県税事務所、福祉保健センター・保健所、農林事務所、土木（建築）事務所を統合し、県内7か所の地域事務所として再編した。（平成13年4月実施） 【再 編 前】 【再 編 後】 （農改Cの地域営農指導を実施 家畜保健衛生所業務を機能統合）	■地域事務所の機能等の見直し 17年4月には、市町村数は合併前の86から30程度へ再編されるなど、市町村合併が急速に進展しており、広域化の推進といった設置目的はほぼ達成しているのではないかと考えられるが、合併後の新たな市町村体制や交通・情報通信網の整備状況など県を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合行政機能のあり方など、新たな地域事務所の機能、設置形態等について検討 ■地域事務所の事務・権限等の見直し 地域事務所の事務について、住民の利便性の向上、簡素・効率化といった観点から、事務・権限やその執行方法の抜本的な見直しについて検討																																																																																		
<参 考> ◆部局別及び本庁・地方機関別の職員数（知事部局） （大学を除く） <table> <tr> <th rowspan="3"></th><th colspan="2" rowspan="3">職員数等</th><th rowspan="3">本 庁</th><th colspan="2">内 訳</th><th rowspan="3">（参考） その他の 地方機関</th></tr> <tr> <th colspan="3">地方機関</th></tr> <tr> <th>地域事務所</th><th>その他</th></tr> <tr> <td>出納長室</td><td>59</td><td>1.0%</td><td>59</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>総務企画部</td><td>1,003</td><td>17.0%</td><td>331</td><td>総 264 税 348</td><td>9.4% 12.3%</td><td>60</td></tr> <tr> <td>地域振興部</td><td>183</td><td>3.1%</td><td>183</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>環境生活部</td><td>226</td><td>3.8%</td><td>216</td><td>—</td><td>—</td><td>10</td></tr> <tr> <td>福祉保健部</td><td>1,029</td><td>17.4%</td><td>315</td><td>厚 478</td><td>17.0%</td><td>236</td></tr> <tr> <td>商工労働部</td><td>453</td><td>7.6%</td><td>205</td><td>6</td><td>0.2%</td><td>242</td></tr> <tr> <td>農林水産部</td><td>1,435</td><td>24.3%</td><td>280</td><td>農 797</td><td>28.3%</td><td>358</td></tr> <tr> <td>土木建築部</td><td>1,526</td><td>25.8%</td><td>535</td><td>建 924</td><td>32.8%</td><td>67</td></tr> <tr> <td>知事部局計</td><td>5,914</td><td>100.0%</td><td>2,124</td><td>2,817</td><td>100.0%</td><td>973</td></tr> <tr> <td></td><td>100%</td><td></td><td>35.9%</td><td>47.6%</td><td></td><td>16.5%</td></tr> </table>				職員数等		本 庁	内 訳		（参考） その他の 地方機関	地方機関			地域事務所	その他	出納長室	59	1.0%	59	—	—	—	総務企画部	1,003	17.0%	331	総 264 税 348	9.4% 12.3%	60	地域振興部	183	3.1%	183	—	—	—	環境生活部	226	3.8%	216	—	—	10	福祉保健部	1,029	17.4%	315	厚 478	17.0%	236	商工労働部	453	7.6%	205	6	0.2%	242	農林水産部	1,435	24.3%	280	農 797	28.3%	358	土木建築部	1,526	25.8%	535	建 924	32.8%	67	知事部局計	5,914	100.0%	2,124	2,817	100.0%	973		100%		35.9%	47.6%		16.5%
	職員数等						本 庁	内 訳		（参考） その他の 地方機関																																																																										
								地方機関																																																																												
			地域事務所	その他																																																																																
出納長室	59	1.0%	59	—	—	—																																																																														
総務企画部	1,003	17.0%	331	総 264 税 348	9.4% 12.3%	60																																																																														
地域振興部	183	3.1%	183	—	—	—																																																																														
環境生活部	226	3.8%	216	—	—	10																																																																														
福祉保健部	1,029	17.4%	315	厚 478	17.0%	236																																																																														
商工労働部	453	7.6%	205	6	0.2%	242																																																																														
農林水産部	1,435	24.3%	280	農 797	28.3%	358																																																																														
土木建築部	1,526	25.8%	535	建 924	32.8%	67																																																																														
知事部局計	5,914	100.0%	2,124	2,817	100.0%	973																																																																														
	100%		35.9%	47.6%		16.5%																																																																														
◆地域事務所ごとの職員数 <table> <tr> <th rowspan="2">地域事務所名</th><th rowspan="2">職員数</th><th colspan="6">（内 訳）</th></tr> <tr> <th>総</th><th>税</th><th>厚</th><th>商</th><th>農</th><th>建</th></tr> <tr> <td>広島地域事務所</td><td>542</td><td>39</td><td>150</td><td>96</td><td></td><td>80</td><td>177</td></tr> <tr> <td>呉地域事務所</td><td>334</td><td>33</td><td>33</td><td>66</td><td></td><td>94</td><td>108</td></tr> <tr> <td>芸北地域事務所</td><td>334</td><td>33</td><td>38</td><td>49</td><td></td><td>115</td><td>99</td></tr> <tr> <td>東広島地域事務所</td><td>367</td><td>36</td><td>26</td><td>60</td><td></td><td>101</td><td>144</td></tr> <tr> <td>尾三地域事務所</td><td>362</td><td>41</td><td>26</td><td>74</td><td></td><td>122</td><td>99</td></tr> <tr> <td>福山地域事務所</td><td>392</td><td>36</td><td>56</td><td>72</td><td>6</td><td>104</td><td>118</td></tr> <tr> <td>備北地域事務所</td><td>486</td><td>46</td><td>19</td><td>61</td><td></td><td>181</td><td>179</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>2,817</td><td>264</td><td>348</td><td>478</td><td>6</td><td>797</td><td>924</td></tr> </table>			地域事務所名	職員数	（内 訳）						総	税	厚	商	農	建	広島地域事務所	542	39	150	96		80	177	呉地域事務所	334	33	33	66		94	108	芸北地域事務所	334	33	38	49		115	99	東広島地域事務所	367	36	26	60		101	144	尾三地域事務所	362	41	26	74		122	99	福山地域事務所	392	36	56	72	6	104	118	備北地域事務所	486	46	19	61		181	179	合 計	2,817	264	348	478	6	797	924				
地域事務所名	職員数	（内 訳）																																																																																		
		総	税	厚	商	農	建																																																																													
広島地域事務所	542	39	150	96		80	177																																																																													
呉地域事務所	334	33	33	66		94	108																																																																													
芸北地域事務所	334	33	38	49		115	99																																																																													
東広島地域事務所	367	36	26	60		101	144																																																																													
尾三地域事務所	362	41	26	74		122	99																																																																													
福山地域事務所	392	36	56	72	6	104	118																																																																													
備北地域事務所	486	46	19	61		181	179																																																																													
合 計	2,817	264	348	478	6	797	924																																																																													

分権改革推進に係る主要論点

主要論点	概 要	論 点 の 内 容
	2 地域事務所の主な設置目的 (1) 圏域内の総合行政の展開 各種行政分野に係る所管区域の整合性が確保された単一の事務所により、地域の特性を活かした地域振興施策を総合的に展開する。 (2) 市町村行政の広域化の推進 広域行政圏と所管区域の整合が図られた地域事務所により、管内市町村の広域行政への取組みを支援する。 3 設置後の状況変化 (1) 合併の進展による市町の広域化 平成17年3月末の市町村合併特例法の期限に向けて、県内市町村の再編が進んでおり、市町村数は合併前の86から30程度と大幅に減少することが見込まれる。一方、市町村合併に伴い、今後、基礎自治体の規模・能力は拡大していくと考えられる。 (2) 市町への事務・権限移譲の推進等による業務量の減少 合併後の市町に対し、法制上当然移管される権限以外にも、県と市町村が分担すべき役割に応じた事務事業の移譲等による業務量が減少し、市町村との連絡調整事務についても減少が見込まれる。 <参 考> ◆地域事務所が担っている主な機能 ・住民に対するサービス提供機能 ～ 農業改良普及、保健師による家庭訪問相談等 ・民間事業者等に対する許認可機能 ～ 食品営業の許認可、一般廃棄物処理施設の設置許可等 ・市町村に対する調整機能 ・公共事業等の事業執行機能 ～ 道路・河川等の整備、農業農村基盤整備等 ・県税等の賦課・徴収機能 ◆行政システム改革推進計画（平成12年3月）の地域事務所の在り方に関する部分（抜粋） 「地域の実情や市町村の意向などを踏まえた圏域ごとの発展プランの調整・推進などを通じて、地域の特性を活かした地域振興施策を総合的に展開するため、主要な地方機関である県税事務所、福祉保健センター・保健所、農林事務所、土木（建築）事務所を統合し、県内7か所の地域事務所として再編する。（平成13年4月実施） （ 省 略 ） なお、<u>地域事務所については、今後の市町村の広域化の動向や交通・通信網の整備状況などを踏まえ、広島地域、備後地域、備北地域、中央地域の県内4ブロックを視野に入れた在り方についても検討する。</u>」	